

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

| | ページ |
|--|-----|
| ◇ 訓 令 | |
| ○ 北九州市守衛服務規程の一部を改正する訓令【総務局総務部庁舎管理課】 | 6 |
| ◇ 告 示 | |
| ○ 通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大 2.5 トンである道路の指定【建設局総務部管理課】 | 7 |
| ○ 通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路の指定及び当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法【建設局総務部管理課】 | 8 |
| ○ 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 | 10 |
| ○ 道路の供用開始【建設局総務部管理課】 | 11 |
| ○ 道路の区域決定【建設局総務部管理課】 | 12 |
| ○ 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 | 13 |
| ○ 道路の供用開始【建設局総務部管理課】 | 16 |
| ○ 道路の区域決定【建設局総務部管理課】 | 18 |
| ○ 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 | 20 |
| ○ 道路の供用開始【建設局総務部管理課】 | 33 |
| ○ 徴収事務の委託【環境局循環社会推進部施設課】 | 39 |
| ○ 包括外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しの閲覧【行政委員会事務局監査第一課】 | 40 |

| | |
|--|-------|
| ○ 平成29年度一般廃棄物処理実施計画【環境局循環社会推進部循環社会推進課】 | 4 1 |
| ○ 徴収事務及び支出事務の委託【保健福祉局健康医療部第2夜間・休日急患センター】 | 8 1 |
| ○ 指定障害福祉サービス事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児通所支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 | 8 2 |
| ○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 | 8 6 |
| ○ 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 | 8 8 |
| ○ 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 | 8 9 |
| ○ 北九州広域都市計画区域区分の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】 | 9 0 |
| ○ 北九州広域都市計画用途地域の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】 | 9 1 |
| ○ 北九州広域都市計画臨港地区の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】 | 9 2 |
| ○ 北九州広域都市計画防火地域及び準防火地域の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】 | 9 3 |
| ○ 北九州広域都市計画地区計画の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】 | 9 4 |
| ○ 北九州広域都市計画道路の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市交通政策課】 | 9 5 |
| ○ 北九州広域都市計画臨港地区の分区の変更【港湾空港局整備保全部計画課】 | 9 8 |
| ○ 北九州港臨港地区の分区の指定【港湾空港局整備保全部計画課】 | 1 0 2 |

◇ 公 告

| | |
|------------------------------------|-------|
| ○ 都市公園の廃止【建設局公園緑地部公園管理課】 | 1 0 4 |
| ○ 都市公園の供用開始【建設局公園緑地部公園管理課】 | 1 0 5 |
| ○ 都市公園の区域変更【建設局公園緑地部公園管理課】 | 1 0 6 |
| ○ 都市公園の位置及び区域の表示の変更【建設局公園緑地部公園管理課】 | 1 0 7 |

- 都市公園の名称変更【建設局公園緑地部公園管理課】1 0 8
- 北九州市立地適正化計画【建築都市局計画部都市計画課】1 0 9
- 北九州港臨港地区の指定【港湾空港局整備保全部計画課】1 1 0
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【港湾空港局総務部総務課】1 1 2

◇ 消 防 局

- 北九州市警防規程の一部を改正する訓令【消防局警防部警防課】1 1 5

◇ 上下水道局

- 北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】1 1 6
- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】1 1 8
- 指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出【上下水道局水道部配水管理課】1 1 9
- 排水設備指定工事店の指定の取消し【上下水道局下水道部下水道計画課】1 2 0
- 下水道事業受益者負担金の負担区域の変更【上下水道局総務経営部営業課】1 2 1
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（3件）【上下水道局下水道部施設課】1 2 2

◇ 病 院 局

- 北九州市病院局職員就業規程の一部を改正する規程【病院局総務課】1 3 4

◇ 市 議 会

- 北九州市議会事務局規程の一部を改正する規程【市議会事務局総務課】1 3 6

◇ 教育委員会

| | |
|---|-------|
| ○ 北九州市立幼稚園規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 | 1 3 7 |
| ○ 北九州市教育委員会労務職員就業規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 | 1 3 9 |
| ○ 北九州市教育委員会事務局事務分掌規則及び北九州市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 | 1 4 0 |
| ○ 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 | 1 4 6 |
| ○ 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 | 1 5 0 |
| ○ 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 | 1 5 7 |
| ○ 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 | 1 5 9 |
| ○ 北九州市へき地等学校の指定に関する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 | 1 7 3 |
| ○ 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例施行規則【教育委員会事務局総務部総務課】 | 1 7 4 |
| ○ 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例施行規則【教育委員会事務局総務部総務課】 | 1 8 3 |
| ○ 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則【教育委員会事務局総務部総務課】 | 1 8 5 |
| ○ 北九州市教職員表彰規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 | 2 1 3 |
| ○ 北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 | 2 1 4 |
| ○ 北九州市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 | 2 1 5 |
| ○ 北九州市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 | 2 1 6 |
| ○ 北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局総務部総務課】 | 2 1 7 |
| ○ 北九州市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局総務部総務課】 | 2 2 0 |
| ○ 北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局総務部総務課】 | 2 2 2 |
| ○ 北九州市立学校職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局総務部総務課】 | 2 2 3 |

- 北九州市指定文化財の指定等【市民文化スポーツ局文化部文化企画課】 2 2 4

◇ 市選挙管理委員会

- 北九州市議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨【行政委員会事務局選挙課】 2 2 5

◇ 人事委員会

- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例施行規則【行政委員会事務局調査課】 2 2 7
- 教職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則【行政委員会事務局調査課】 2 3 1
- 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 2 6 8
- 北九州市立の高等学校及び幼稚園の教育職員の教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 2 7 8
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 2 7 9
- 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第10条第5項に規定する職員団体の機関に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 2 8 0
- 北九州市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 2 8 1
- 北九州市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 2 8 2
- 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 2 8 3
- 公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局任用課】 2 8 5
- 職員の昇任試験に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局任用課】 2 8 6
- 不利益処分についての審査請求及び再審に関する提出書面の様式の一部改正【行政委員会事務局調査課】 2 8 7

◇ 監査事務局

- 北九州市監査事務処理規程の一部を改正する訓令【行政委員会事務局監査第一課】 2 9 1

北九州市訓令第3号

庁中一般

北九州市守衛服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市守衛服務規程の一部を改正する訓令

北九州市守衛服務規程（昭和47年北九州市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「本庁舎（議事堂を除く。第3項及び次条において同じ。）及び議事堂にそれぞれ」を「本庁舎に」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 守衛長には、総務局総務部庁舎管理課管理第二係長をもって充てる。

第6条中「本庁舎の守衛長にあつては総務局総務部庁舎管理課長に、議事堂の守衛長にあつては市議会事務局総務課長」を「総務局総務部総務課長」に改める。

付 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

北九州市告示第93号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定する道路の路線名及び区間

| 路線名 | 区間 |
|-----------|--|
| 国道200号 | 北九州市八幡西区黒崎三丁目42番8地先から 北九州市八幡西区大字野面84番12まで |
| 国道200号 | 北九州市八幡西区馬場山西627番4地先から 北九州市八幡西区大字野面269番3地先まで |
| 市道中原戸畑1号線 | 北九州市戸畑区大字戸畑255番59から 北九州市戸畑区大字中原46番1地先まで |
| 市道戸畑1号線 | 北九州市戸畑区大字戸畑255番16地先から 北九州市戸畑区大字戸畑255番8地先まで |

2 指定する期日 平成29年4月1日

北九州市告示第94号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定する道路の路線名及び区間

| 路線名 | 区間 |
|------------|--|
| 国道200号 | 北九州市八幡西区黒崎三丁目42番8地先から 北九州市八幡西区引野一丁目1番4まで |
| 国道200号 | 北九州市八幡西区割子川二丁目12番14地先から 北九州市八幡西区大字野面84番12まで |
| 国道200号 | 北九州市八幡西区馬場山西627番4地先から 北九州市八幡西区大字野面269番3地先まで |
| 県道柄杓田大里線 | 北九州市門司区大字柄杓田558番8から 北九州市門司区大字柄杓田824番1地先まで |
| 市道吉志新門司1号線 | 北九州市門司区大字吉志1996番6地先から 北九州市門司区新門司三丁目22番地先まで |
| 市道新門司8号線 | 北九州市門司区新門司三丁目22番地先から 北九州市門司区新門司三丁目67番50地先まで |
| 市道新門司12号線 | 北九州市門司区新門司三丁目67番50地先から 北九州市門司区新門司三丁目67番46地先まで |

2 指定する期日 平成29年4月1日

3 通行方法

1の指定する道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行すること。道路に隣接する施設等に出入りするために、やむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危

険を防止するため、縦の長さ0.12メートル以上横の長さ0.23メートル以上又は縦の長さ0.23メートル以上横の長さ0.12メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、道路情報を収集し、あらかじめ上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

北九州市告示第 95 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 29 年 3 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 国道

2 路線名等

| 整理番号 | 路線名 | 変更前後の別 | 区域変更の区間 | 幅員 (m) | 延長 (m) |
|------|--------------|--------|---|------------------|-----------|
| 199 | 国道 1 99 号 | 前 | 北九州市門司区西海岸一丁目 4 番 10 地先から 北九州市八幡西区美吉野町 1167 番 7 地先まで | 5.4 ～ 99.2 | 44,254.2 |
| | | 後 | 北九州市門司区西海岸一丁目 4 番 10 地先から 北九州市八幡西区美吉野町 1167 番 7 地先まで | 5.4 ～ 99.2 | 44,254.4 |

北九州市告示第 96 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり平成 29 年 3 月 31 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 29 年 3 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名等

| 整理番号 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|------|----------|---|
| 199 | 国道 199 号 | 北九州市門司区西海岸一丁目 4 番 10 地先から 北九州市八幡西区美吉野町 1167 番 7 地先まで |

北九州市告示第 97 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 29 年 3 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

| 整理番号 | 路線名 | 区域決定の区間 | 幅員 (m) | 延長 (m) |
|------|-------|---|------------------|-----------|
| 63 | 長行田町線 | 北九州市小倉南区長行東二丁目 121 番 5 地先から 北九州市小倉北区大門一丁目 363 番 2 地先まで | 6.8 ～ 51.1 | 10,091.0 |

北九州市告示第 9 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

| 整理番号 | 路線名 | 変更前後の別 | 区域変更の区間 | 幅員 (m) | 延長 (m) |
|-------|--------|--------|---|------------------|----------|
| 6 3 | 長行田町線 | 前 | 北九州市小倉南区長行東二丁目 1 2 1 番 5 地先から 北九州市小倉北区大門一丁目 3 6 3 番地先まで | 6.2 ～ 51.0 | 9,509.8 |
| | | 後 | 北九州市小倉南区長行東二丁目 1 2 1 番 5 地先から 北九州市小倉北区大門一丁目 3 6 3 番 2 地先まで | 6.8 ～ 51.1 | 10,091.0 |
| 2 6 4 | 湯川赤坂線 | 前 | 北九州市小倉北区霧ヶ丘三丁目 2 5 6 番 1 地先から 北九州市小倉北区赤坂一丁目 1 8 6 番 1 5 地先まで | 5.8 ～ 45.5 | 4,862.0 |
| | | 後 | 北九州市小倉北区霧ヶ丘三丁目 2 5 6 番 1 地先から 北九州市小倉北区赤坂一丁目 1 8 6 番 1 5 地先まで | 5.8 ～ 45.5 | 4,862.0 |
| 5 1 | 曾根鞆ヶ谷線 | 前 | 北九州市小倉南区下曾根一丁目 2 3 3 2 番 1 7 地先から 北九州市戸畑区西鞆ヶ谷町 | 6.1 ～ 56.6 | 13,355.2 |

| | | | | | |
|-----|----------|---|---|------------------|----------|
| | | | 100番12地先まで | | |
| | | 後 | 北九州市小倉南区下曾根一丁目2332番17地先から 北九州市戸畑区西鞆ケ谷町100番12地先まで | 6.1 ～ 56.6 | 13,375.0 |
| 267 | 湯川石田停車場線 | 前 | 北九州市小倉南区湯川一丁目367番1地先から 北九州市小倉南区下石田二丁目956番1地先まで | 3.0 ～ 22.0 | 3,204.5 |
| | | 後 | 北九州市小倉南区湯川一丁目367番1地先から 北九州市小倉南区下石田二丁目956番1地先まで | 3.0 ～ 22.0 | 3,204.8 |
| 61 | 小倉中間線 | 前 | 北九州市小倉南区徳吉西三丁目468番4地先から 北九州市八幡西区大字香月1449番3地先まで | 4.2 ～ 48.9 | 19,192.8 |
| | | 後 | 北九州市小倉南区徳吉西三丁目468番4地先から 北九州市八幡西区大字香月1449番3地先まで | 4.2 ～ 48.9 | 19,193.2 |
| 62 | 北九州小竹線 | 前 | 北九州市八幡東区中央一丁目50番38地先から 北九州市八幡西区大字畑2番地先まで | 4.9 ～ 49.5 | 10,125.5 |
| | | 後 | 北九州市八幡東区中央一丁目50番38地先から 北九州市八幡西区大字畑2番地先まで | 5.0 ～ 49.5 | 10,118.6 |
| 297 | 鱒渕八幡東自 | 前 | 北九州市小倉南区大字頂吉451番1地先から | 1.7 ～ | 33,498.9 |

| | | | | |
|----------|---|---|------------------|----------|
| 転車道 線 | | 北九州市八幡東区豊町18 72番1地先まで | 54.0 | |
| | 後 | 北九州市小倉南区大字頂吉 451番1地先から 北九州市八幡東区豊町18 72番1地先まで | 1.7 ～ 54.0 | 33,498.7 |

北九州市告示第 99 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり平成 29 年 3 月 31 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 29 年 3 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

| 整理番号 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|------|----------|--|
| 63 | 長行田町線 | 北九州市小倉南区長行東二丁目 121 番 5 地先から 北九州市小倉北区大門一丁目 363 番 2 地先まで |
| 264 | 湯川赤坂線 | 北九州市小倉北区霧ヶ丘三丁目 256 番 1 地先から 北九州市小倉北区赤坂一丁目 186 番 15 地先まで |
| 51 | 曾根鞆ヶ谷線 | 北九州市小倉南区下曾根一丁目 233 番 17 地先から 北九州市戸畑区西鞆ヶ谷町 100 番 12 地先まで |
| 267 | 湯川石田停車場線 | 北九州市小倉南区湯川一丁目 367 番 1 地先から 北九州市小倉南区下石田二丁目 956 番 1 地先まで |
| 61 | 小倉中間線 | 北九州市小倉南区徳吉西三丁目 468 番 4 地先から 北九州市八幡西区大字香月 1449 番 3 地先まで |

| | | |
|-------|--------------------|--|
| 6 2 | 北九州小 竹線 | 北九州市八幡東区中央一丁目 5 0 番 3 8 地先か ら 北九州市八幡西区大字畑 2 番地先まで |
| 2 9 7 | 鱒淵八幡 東自転車 道線 | 北九州市小倉南区大字頂吉 4 5 1 番 1 地先から 北九州市八幡東区豊町 1 8 7 2 番 1 地先まで |

北九州市告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

| 整理番号 | 路線名 | 区域決定の区間 | 幅員 (m) | 延長 (m) |
|------|-----------------|--|-----------------|-----------|
| 3264 | 伊川1 22号 線 | 門司区大字伊川165番1地 先から 門司区大字伊川325番1地 先まで | 3.9 ～ 6.9 | 291.9 |
| 3296 | 小文字 29号 線 | 小倉北区小文字一丁目157 3番1地先から 小倉北区小文字一丁目156 7番2地先まで | 5.0 ～ 6.7 | 78.6 |
| 3384 | 貴船町 13号 線 | 小倉北区貴船町2番16地先 から 小倉北区貴船町2番21地先 まで | 9.5 | 79.2 |
| 3385 | 貴船町 14号 線 | 小倉北区貴船町1番4地先か ら 小倉北区貴船町2番17地先 まで | 9.5 | 327.5 |
| 5849 | 蒲生3 1号線 | 小倉南区大字蒲生1101番 1地先から 小倉南区蒲生二丁目707番 3地先まで | 2.4 ～ 7.8 | 252.7 |
| 6035 | 吉田に | 小倉南区吉田にれの木坂二丁 | 3.0 | 31.6 |

| | | | | |
|---------|---------------------|--|-----------------|-------|
| | れの木 坂 3 2 号線 | 目 8 4 8 番 7 3 地先から 小倉南区吉田にれの木坂二丁 目 8 4 8 番 9 2 地先まで | | |
| 6 2 9 8 | 石田町 1 5 号 線 | 小倉南区石田町 1 6 1 7 番 2 地先から 小倉南区石田町 1 5 8 1 番 2 地先まで | 6.5 ～ 7.9 | 154.1 |
| 2 0 5 5 | 高見祝 町 1 号 線 | 八幡東区高見二丁目 1 3 2 0 番 4 5 地先から 八幡東区祝町二丁目 1 2 1 8 番 3 地先まで | 3.0 ～ 7.1 | 60.0 |
| 4 2 7 7 | 野面 9 0 号線 | 八幡西区大字野面 2 1 9 番 5 地先から 八幡西区大字野面 3 9 0 番 1 4 地先まで | 2.1 ～ 6.0 | 102.1 |
| 6 8 9 0 | 大膳 2 2 号線 | 八幡西区大膳二丁目 1 1 0 1 番 5 地先から 八幡西区大膳二丁目 1 1 0 3 番 8 地先まで | 3.9 ～ 4.3 | 159.8 |
| 6 8 9 1 | 大膳 2 3 号線 | 八幡西区大膳二丁目 1 0 9 8 番 1 0 地先から 八幡西区大膳二丁目 1 0 9 8 番 1 2 地先まで | 2.0 ～ 4.0 | 26.0 |
| 6 9 7 9 | 浅川日 の峯 5 4 号線 | 八幡西区浅川日の峯二丁目 1 1 3 1 番 9 1 地先から 八幡西区浅川日の峯二丁目 1 1 0 6 番 1 9 9 地先まで | 2.8 ～ 4.0 | 118.8 |

北九州市告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

| 整理番号 | 路線名 | 変更前後の別 | 区域変更の区間 | 幅員(m) | 延長(m) |
|------|--------|--------|---------------------------------------|------------------|-------|
| 1034 | 伊川23号線 | 前 | 門司区大字伊川665番1地先から 門司区大字伊川311番1まで | 0.7 ～ 6.9 | 437.0 |
| | | 後 | 門司区大字伊川665番1地先から 門司区大字伊川311番1まで | 0.7 ～ 7.0 | 434.8 |
| 1051 | 伊川40号線 | 前 | 門司区大字伊川477番9地先から 門司区大字伊川277番地先まで | 1.9 ～ 20.5 | 573.3 |
| | | 後 | 門司区大字伊川477番9地先から 門司区大字伊川277番地先まで | 1.9 ～ 20.5 | 573.3 |
| 1052 | 伊川41号線 | 前 | 門司区大字伊川411番16地先から 門司区大字伊川397番4地先まで | 3.8 ～ 6.3 | 91.3 |

| | | | | | |
|---------|--------------|---|--|------------------|-------|
| | | 後 | 門司区大字伊川 4 1 1 番 1 6 地先から 門司区大字伊川 3 9 7 番 4 地先まで | 3.8 ～ 6.8 | 91.4 |
| 1 0 5 3 | 伊川 4 2 号線 | 前 | 門司区大字伊川 4 1 1 番 1 6 地先から 門司区大字伊川 4 1 1 番 1 7 地先まで | 3.6 ～ 7.0 | 59.6 |
| | | 後 | 門司区大字伊川 4 1 1 番 1 6 地先から 門司区大字伊川 4 1 1 番 1 7 地先まで | 3.6 ～ 4.9 | 59.7 |
| 1 1 0 6 | 伊川 9 4 号線 | 前 | 門司区大字伊川 4 1 1 番 2 2 地先から 門司区大字伊川 4 1 1 番 9 地先まで | 4.0 ～ 4.3 | 43.4 |
| | | 後 | 門司区大字伊川 4 1 1 番 2 2 地先から 門司区大字伊川 4 1 1 番 9 地先まで | 4.1 ～ 4.3 | 43.6 |
| 1 1 0 7 | 伊川 9 5 号線 | 前 | 門司区大字伊川 4 1 1 番 1 1 地先から 門司区大字伊川 4 1 1 番 1 2 地先まで | 6.0 ～ 6.1 | 41.0 |
| | | 後 | 門司区大字伊川 4 1 1 番 1 1 地先から 門司区大字伊川 4 1 1 番 1 2 地先まで | 6.0 ～ 6.1 | 41.0 |
| 1 1 1 9 | 泉ヶ丘 1 号線 | 前 | 門司区泉ヶ丘 1 0 1 番 7 地 先から 門司区泉ヶ丘 1 1 番 2 地先 まで | 4.0 ～ 11.1 | 503.4 |

| | | | | | |
|---------|--------------------|---|---|-------------------|---------|
| | | 後 | 門司区泉ヶ丘 1 0 1 番 7 地 先から 門司区泉ヶ丘 1 1 番 2 地先 まで | 4.0 ～ 11.1 | 503.4 |
| 1 1 2 3 | 泉ヶ丘 5 号線 | 前 | 門司区泉ヶ丘 5 0 番 1 7 地 先から 門司区泉ヶ丘 5 番 1 1 地先 まで | 5.4 ～ 32.9 | 154.0 |
| | | 後 | 門司区泉ヶ丘 5 0 番 1 7 地 先から 門司区泉ヶ丘 5 番 3 地先ま で | 5.4 ～ 6.4 | 154.0 |
| 1 1 2 5 | 泉ヶ丘 7 号線 | 前 | 門司区泉ヶ丘 9 番 3 地先か ら 門司区大字大里 2 2 3 4 番 3 1 地先まで | 3.8 ～ 11.9 | 629.7 |
| | | 後 | 門司区泉ヶ丘 9 番 3 地先か ら 門司区大字大里 2 2 3 4 番 3 1 地先まで | 3.8 ～ 12.1 | 646.0 |
| 5 4 9 | 愛宕下 到津 1 号線 | 前 | 小倉北区愛宕二丁目 3 0 4 番 2 地先から 小倉北区下到津一丁目 1 7 4 番 2 地先まで | 17.8 ～ 49.2 | 1,214.1 |
| | | 後 | 小倉北区愛宕二丁目 3 0 4 番 2 地先から 小倉北区下到津一丁目 1 7 4 番 2 地先まで | 17.8 ～ 49.2 | 1,214.1 |
| 7 1 6 | 貴船町 東篠崎 1 号線 | 前 | 小倉北区貴船町 3 番 1 地先 から 小倉北区東篠崎一丁目 2 3 8 番地先まで | 4.8 ～ 9.1 | 822.8 |

| | | | | | |
|------|-----------------|---|---|------------------|-------|
| | | 後 | 小倉北区貴船町2番17地 先から 小倉北区東篠崎一丁目23 8番地先まで | 4.8 ～ 9.1 | 822.9 |
| 1937 | 小文字 4号線 | 前 | 小倉北区小文字一丁目15 74番2地先から 小倉北区小文字一丁目10 5番2地先まで | 2.4 ～ 7.2 | 327.6 |
| | | 後 | 小倉北区小文字一丁目15 73番4地先から 小倉北区小文字一丁目10 5番2地先まで | 4.2 ～ 8.3 | 329.1 |
| 2219 | 白銀4 号線 | 前 | 小倉北区白銀一丁目54番 1地先から 小倉北区白銀一丁目32番 1地先まで | 5.7 ～ 6.0 | 347.0 |
| | | 後 | 小倉北区白銀一丁目54番 1地先から 小倉北区白銀一丁目32番 1地先まで | 5.7 ～ 6.0 | 347.2 |
| 519 | 蒲生1 号線 | 前 | 小倉南区蒲生四丁目614 番3地先から 小倉南区蒲生四丁目138 5番2地先まで | 4.7 ～ 19.5 | 809.5 |
| | | 後 | 小倉南区蒲生四丁目615 番2地先から 小倉南区蒲生四丁目340 番5地先まで | 4.7 ～ 19.5 | 776.6 |
| 532 | 蒲生南 方1号 線 | 前 | 小倉南区蒲生四丁目364 番1地先から 小倉南区南方一丁目虹山大 橋まで | 22.0 | 157.7 |

| | | | | | |
|------|--------|---|--|-------------------|---------|
| | | 後 | 小倉南区蒲生四丁目348番1地先から 小倉南区南方一丁目虹山大橋まで | 22.0 | 136.5 |
| 535 | 湯川飛行場線 | 前 | 小倉南区湯川五丁目863番5地先から 小倉南区大字曾根3326番3地先まで | 29.9 ～ 60.5 | 4,369.7 |
| | | 後 | 小倉南区湯川五丁目863番5地先から 小倉南区大字曾根3326番3地先まで | 29.9 ～ 60.5 | 4,369.7 |
| 799 | 蒲生2号線 | 前 | 小倉南区蒲生四丁目605番1地先から 小倉南区蒲生四丁目602番1地先まで | 10.5 ～ 17.0 | 73.7 |
| | | 後 | 小倉南区蒲生四丁目605番1地先から 小倉南区蒲生四丁目601番3地先まで | 10.5 ～ 17.0 | 63.6 |
| 1029 | 石田町9号線 | 前 | 小倉南区石田町1517番2地先から 小倉南区石田町548番3地先まで | 3.2 ～ 7.0 | 353.7 |
| | | 後 | 小倉南区石田町1581番2地先から 小倉南区石田町548番3地先まで | 3.2 ～ 7.0 | 354.4 |
| 1366 | 蒲生6号線 | 前 | 小倉南区蒲生二丁目737番4地先から 小倉南区蒲生二丁目620番2地先まで | 2.5 ～ 11.5 | 583.0 |

| | | | | | |
|------|------------|---|---|-----------------|-------|
| | | 後 | 小倉南区蒲生二丁目737 番4地先から 小倉南区蒲生二丁目703 番2地先まで | 3.0 ～ 6.7 | 309.2 |
| 1369 | 蒲生9 号線 | 前 | 小倉南区蒲生四丁目364 番3地先から 小倉南区蒲生四丁目137 4番1地先まで | 2.7 ～ 5.2 | 215.4 |
| | | 後 | 小倉南区蒲生四丁目366 番1地先から 小倉南区蒲生四丁目137 4番1地先まで | 2.7 ～ 5.2 | 191.3 |
| 1373 | 蒲生1 3号線 | 前 | 小倉南区蒲生四丁目436 番1地先から 小倉南区蒲生四丁目389 番1地先まで | 2.6 ～ 3.6 | 133.7 |
| | | 後 | 小倉南区蒲生四丁目436 番1地先から 小倉南区蒲生四丁目390 番1地先まで | 2.6 ～ 3.6 | 114.9 |
| 1376 | 蒲生1 6号線 | 前 | 小倉南区蒲生二丁目707 番地先から 小倉南区蒲生二丁目123 8番地先まで | 1.3 ～ 4.0 | 94.2 |
| | | 後 | 小倉南区蒲生二丁目707 番1地先から 小倉南区蒲生二丁目123 8番地先まで | 1.3 ～ 4.0 | 84.1 |
| 1377 | 蒲生1 7号線 | 前 | 小倉南区蒲生二丁目646 番1地先から 小倉南区蒲生二丁目641 番1地先まで | 2.9 ～ 5.0 | 118.4 |

| | | | | | |
|---------|-------------------|---|--|-----------------|-------|
| | | 後 | 小倉南区蒲生二丁目 6 4 6 番 1 地先から 小倉南区蒲生二丁目 6 4 1 番 1 地先まで | 2.9 ～ 5.0 | 106.3 |
| 3 6 6 9 | 沼緑町 9 6 号 線 | 前 | 小倉南区沼緑町一丁目 1 9 6 1 番 1 地先から 小倉南区沼緑町一丁目 1 9 4 8 番 2 4 地先まで | 3.8 ～ 9.6 | 77.3 |
| | | 後 | 小倉南区沼緑町一丁目 1 9 6 1 番 1 地先から 小倉南区沼緑町一丁目 1 9 4 8 番 2 4 地先まで | 3.8 ～ 9.6 | 68.2 |
| 4 6 8 5 | 石田町 1 3 号 線 | 前 | 小倉南区石田町 1 5 9 8 番 3 地先から 小倉南区石田町 1 5 7 8 番 1 地先まで | 3.7 ～ 9.0 | 289.9 |
| | | 後 | 小倉南区石田町 1 5 9 8 番 3 地先から 小倉南区石田町 1 5 7 8 番 1 地先まで | 3.7 ～ 9.0 | 289.9 |
| 2 7 3 5 | 浜町 3 2 号線 | 前 | 若松区浜町一丁目 1 番 2 地 先から 若松区浜町一丁目 8 1 番地 先まで | 4.2 ～ 7.0 | 176.9 |
| | | 後 | 若松区浜町一丁目 1 番 2 地 先から 若松区浜町一丁目 8 1 番 1 地先まで | 4.4 ～ 7.9 | 183.1 |
| 2 8 5 9 | 東二島 5 9 号 線 | 前 | 若松区東二島五丁目 1 5 2 6 番 1 地先から 若松区東二島五丁目 9 5 5 番 1 地先まで | 1.6 ～ 3.7 | 253.0 |

| | | | | | |
|------|-----------------|---|---|------------------|-------|
| | | 後 | 若松区東二島五丁目152 6番1地先から 若松区東二島五丁目955 番1地先まで | 1.6 ～ 3.3 | 251.6 |
| 2860 | 東二島 60号 線 | 前 | 若松区東二島五丁目153 6番4地先から 若松区大字二島945番3 6地先まで | 2.3 ～ 13.8 | 475.3 |
| | | 後 | 若松区東二島五丁目153 6番4地先から 若松区大字二島945番3 6地先まで | 2.3 ～ 9.8 | 474.1 |
| 3041 | 本町1 号線 | 前 | 若松区本町一丁目82番地 先から 若松区本町一丁目105番 3地先まで | 3.2 ～ 6.5 | 65.9 |
| | | 後 | 若松区本町一丁目64番5 地先から 若松区本町一丁目62番地 先まで | 4.6 ～ 7.0 | 69.1 |
| 3042 | 本町2 号線 | 前 | 若松区本町一丁目62番地 先から 若松区本町一丁目65番2 地先まで | 5.6 ～ 37.5 | 275.4 |
| | | 後 | 若松区本町一丁目1番4地 先から 若松区本町一丁目65番2 地先まで | 5.6 ～ 37.5 | 277.1 |
| 3049 | 本町9 号線 | 前 | 若松区本町一丁目33番1 地先から 若松区本町一丁目65番1 地先まで | 4.5 ～ 4.7 | 110.1 |

| | | | | | |
|---------|-------------------|---|---|-------------------|-------|
| | | 後 | 若松区本町一丁目 3 3 番 1 地先から 若松区本町一丁目 6 5 番 1 地先まで | 4.5 ～ 4.7 | 110.2 |
| 3 0 5 0 | 本町 1 0 号線 | 前 | 若松区本町一丁目 6 0 番地 先から 若松区本町一丁目 2 4 4 番 5 地先まで | 5.2 ～ 7.3 | 360.2 |
| | | 後 | 若松区本町一丁目 6 0 番地 先から 若松区本町一丁目 2 4 4 番 5 地先まで | 5.2 ～ 7.4 | 361.2 |
| 3 0 5 4 | 本町 1 4 号線 | 前 | 若松区本町一丁目 1 5 番地 先から 若松区本町一丁目 2 2 1 番 2 地先まで | 2.2 ～ 8.0 | 140.7 |
| | | 後 | 若松区本町一丁目 1 5 番地 先から 若松区本町一丁目 2 2 1 番 2 地先まで | 2.2 ～ 8.0 | 140.0 |
| 3 4 9 1 | 本町 4 5 号線 | 前 | 若松区本町一丁目 9 7 6 番 1 地先から 若松区本町一丁目 2 番 1 地 先まで | 11.8 ～ 17.9 | 361.6 |
| | | 後 | 若松区本町一丁目 9 7 6 番 1 地先から 若松区本町一丁目 3 番 6 地 先まで | 8.9 ～ 16.9 | 362.5 |
| 1 8 1 8 | 大字大 蔵 3 号 線 | 前 | 八幡東区河内二丁目から 八幡東区河内二丁目 3 1 7 0 番地先まで | 5.0 ～ 11.0 | 815.8 |

| | | | | | |
|------|-------------------|---|--|------------------|-------|
| | | 後 | 八幡東区河内二丁目から 八幡東区河内二丁目317 0番地先まで | 5.0 ～ 11.0 | 808.0 |
| 1845 | 大字田 代1号 線 | 前 | 八幡東区大字田代158番 1地先から 八幡東区大字田代155番 4地先まで | 3.9 ～ 22.4 | 60.4 |
| | | 後 | 八幡東区田代町4038番 1地先から 八幡東区田代町155番4 地先まで | 3.9 ～ 4.5 | 56.4 |
| 1214 | 浅川日 の峯2 4号線 | 前 | 八幡西区浅川日の峯二丁目 1106番130地先から 八幡西区浅川日の峯二丁目 1106番109地先まで | 4.5 ～ 6.7 | 65.8 |
| | | 後 | 八幡西区浅川日の峯二丁目 1106番130地先から 八幡西区浅川日の峯二丁目 1106番109地先まで | 4.6 ～ 4.7 | 65.9 |
| 1216 | 浅川日 の峯2 6号線 | 前 | 八幡西区浅川日の峯二丁目 1106番156地先から 八幡西区浅川日の峯二丁目 1106番126地先まで | 4.7 ～ 6.1 | 90.0 |
| | | 後 | 八幡西区浅川日の峯二丁目 1106番156地先から 八幡西区浅川日の峯二丁目 1106番126地先まで | 4.6 ～ 6.1 | 90.4 |
| 3941 | 中の原 2号線 | 前 | 八幡西区中の原一丁目22 21番104地先から 八幡西区中の原一丁目22 21番15地先まで | 5.7 ～ 8.4 | 135.5 |

| | | | | | |
|---------|-------------|---|--|------------------|-------|
| | | 後 | 八幡西区中の原一丁目 2 2 2 1 番 1 0 4 地先から 八幡西区中の原一丁目 2 2 2 1 番 1 5 地先まで | 5.7 ～ 8.4 | 134.9 |
| 3 9 4 3 | 中の原 4 号線 | 前 | 八幡西区中の原一丁目 2 2 2 1 番 6 1 地先から 八幡西区中の原一丁目 2 2 2 1 番 1 5 9 地先まで | 3.3 ～ 4.8 | 226.7 |
| | | 後 | 八幡西区中の原一丁目 2 2 2 1 番 6 1 地先から 八幡西区中の原一丁目 2 2 2 1 番 1 5 9 地先まで | 3.3 ～ 4.8 | 226.6 |
| 3 9 4 4 | 中の原 5 号線 | 前 | 八幡西区中の原一丁目 2 2 2 1 番 1 6 6 地先から 八幡西区中の原一丁目 2 2 2 1 番 1 3 5 地先まで | 4.5 | 24.0 |
| | | 後 | 八幡西区中の原一丁目 2 2 2 1 番 1 6 6 地先から 八幡西区中の原一丁目 2 2 2 1 番 1 3 5 地先まで | 4.5 | 23.9 |
| 3 9 4 5 | 中の原 6 号線 | 前 | 八幡西区中の原一丁目 2 2 3 5 番 1 1 地先から 八幡西区中の原一丁目 2 2 2 1 番 1 6 地先まで | 6.2 ～ 11.6 | 137.4 |
| | | 後 | 八幡西区中の原一丁目 2 2 3 5 番 1 1 地先から 八幡西区中の原二丁目 2 2 2 1 番 1 6 地先まで | 6.0 ～ 11.6 | 137.5 |
| 3 9 4 7 | 中の原 8 号線 | 前 | 八幡西区中の原二丁目 2 2 2 1 番 1 6 地先から 八幡西区中の原二丁目 2 1 9 1 番 6 1 地先まで | 5.9 ～ 8.9 | 539.3 |

| | | | | | |
|---------|---------------------|---|--|-----------------|-------|
| | | 後 | 八幡西区中の原一丁目 2 2 2 1 番 1 3 5 地先から 八幡西区中の原二丁目 2 1 9 1 番 6 1 地先まで | 5.4 ～ 8.9 | 540.7 |
| 3 9 4 8 | 中の原 9 号線 | 前 | 八幡西区中の原二丁目 2 2 2 1 番 3 0 7 地先から 八幡西区中の原二丁目 2 2 2 0 番 4 9 地先まで | 6.0 ～ 6.1 | 357.0 |
| | | 後 | 八幡西区中の原二丁目 2 2 2 1 番 3 4 1 地先から 八幡西区中の原二丁目 2 2 2 0 番 4 9 地先まで | 6.0 ～ 6.1 | 358.1 |
| 4 2 7 7 | 野面 9 0 号線 | 前 | 八幡西区大字野面 3 9 4 番 1 地先から 八幡西区大字野面 3 9 0 番 1 4 地先まで | 2.1 ～ 4.4 | 60.9 |
| | | 後 | 八幡西区大字野面 2 1 9 番 5 地先から 八幡西区大字野面 3 9 0 番 1 4 地先まで | 2.1 ～ 6.0 | 102.1 |
| 5 1 6 2 | 町上津 役東 2 4 号線 | 前 | 八幡西区町上津役東二丁目 2 0 8 1 番 1 3 地先から 八幡西区町上津役東二丁目 2 1 3 3 番 4 地先まで | 2.5 ～ 6.2 | 331.8 |
| | | 後 | 八幡西区町上津役東二丁目 2 0 8 1 番 1 3 地先から 八幡西区町上津役東二丁目 2 1 3 3 番 4 地先まで | 2.5 ～ 6.2 | 331.8 |
| 5 1 6 3 | 町上津 役東 2 5 号線 | 前 | 八幡西区町上津役東二丁目 2 1 5 1 番 1 地先から 八幡西区町上津役東二丁目 2 0 6 9 番 1 地先まで | 2.8 ～ 6.0 | 133.1 |

| | | | | | |
|------|-------------------|---|---|-----------------|-------|
| | | 後 | 八幡西区町上津役東二丁目 2151番1地先から 八幡西区町上津役東二丁目 2069番1地先まで | 2.5 ～ 6.0 | 133.3 |
| 5816 | 浅川日 の峯3 7号線 | 前 | 八幡西区浅川日の峯二丁目 1106番64地先から 八幡西区浅川日の峯二丁目 1106番102地先まで | 4.8 ～ 8.3 | 144.7 |
| | | 後 | 八幡西区浅川日の峯二丁目 1106番64地先から 八幡西区浅川日の峯二丁目 1106番102地先まで | 4.4 ～ 8.7 | 144.8 |

北九州市告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり平成29年3月31日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

| 整理番号 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|------|--------|--|
| 1034 | 伊川23号線 | 門司区大字伊川665番1地先から 門司区大字伊川311番1まで |
| 1051 | 伊川40号線 | 門司区大字伊川477番9地先から 門司区大字伊川277番地先まで |
| 1052 | 伊川41号線 | 門司区大字伊川411番16地先から 門司区大字伊川397番4地先まで |
| 1053 | 伊川42号線 | 門司区大字伊川411番16地先から 門司区大字伊川411番17地先まで |
| 1106 | 伊川94号線 | 門司区大字伊川411番22地先から 門司区大字伊川411番9地先まで |
| 1107 | 伊川95号線 | 門司区大字伊川411番11地先から 門司区大字伊川411番12地先まで |
| 1119 | 泉ヶ丘1号線 | 門司区泉ヶ丘101番7地先から 門司区泉ヶ丘11番2地先まで |
| 1123 | 泉ヶ丘5号線 | 門司区泉ヶ丘50番17地先から 門司区泉ヶ丘5番3地先まで |
| 1125 | 泉ヶ丘7号線 | 門司区泉ヶ丘9番3地先から 門司区大字大里2234番31地先まで |

| | | |
|---------|---------------------|--|
| 3 2 6 4 | 伊川 1 2 2 号線 | 門司区大字伊川 1 6 5 番 1 地先から 門司区大字伊川 3 2 5 番 1 地先まで |
| 5 4 9 | 愛宕下到 津 1 号線 | 小倉北区愛宕二丁目 3 0 4 番 2 地先から 小倉北区下到津一丁目 1 7 4 番 2 地先まで |
| 7 1 6 | 貴船町東 篠崎 1 号 線 | 小倉北区貴船町 2 番 1 7 地先から 小倉北区東篠崎一丁目 2 3 8 番地先まで |
| 1 9 3 7 | 小文字 4 号線 | 小倉北区小文字一丁目 1 5 7 3 番 4 地先から 小倉北区小文字一丁目 1 0 5 番 2 地先まで |
| 2 2 1 9 | 白銀 4 号 線 | 小倉北区白銀一丁目 5 4 番 1 地先から 小倉北区白銀一丁目 3 2 番 1 地先まで |
| 3 2 9 6 | 小文字 2 9 号線 | 小倉北区小文字一丁目 1 5 7 3 番 1 地先から 小倉北区小文字一丁目 1 5 6 7 番 2 地先まで |
| 3 3 8 4 | 貴船町 1 3 号線 | 小倉北区貴船町 2 番 1 6 地先から 小倉北区貴船町 2 番 2 1 地先まで |
| 3 3 8 5 | 貴船町 1 4 号線 | 小倉北区貴船町 1 番 4 地先から 小倉北区貴船町 2 番 1 7 地先まで |
| 5 1 9 | 蒲生 1 号 線 | 小倉南区蒲生四丁目 6 1 5 番 2 地先から 小倉南区蒲生四丁目 3 4 0 番 5 地先まで |
| 5 3 2 | 蒲生南方 1 号線 | 小倉南区蒲生四丁目 3 4 8 番 1 地先から 小倉南区南方一丁目虹山大橋まで |
| 5 3 5 | 湯川飛行 場線 | 小倉南区湯川五丁目 8 6 3 番 5 地先から 小倉南区大字曾根 3 3 2 6 番 3 地先まで |
| 7 9 9 | 蒲生 2 号 線 | 小倉南区蒲生四丁目 6 0 5 番 1 地先から 小倉南区蒲生四丁目 6 0 1 番 3 地先まで |
| 1 0 2 9 | 石田町 9 号線 | 小倉南区石田町 1 5 8 1 番 2 地先から 小倉南区石田町 5 4 8 番 3 地先まで |

| | | |
|---------|-----------------------|--|
| 1 3 6 6 | 蒲生 6 号 線 | 小倉南区蒲生二丁目 7 3 7 番 4 地先から 小倉南区蒲生二丁目 7 0 3 番 2 地先まで |
| 1 3 6 9 | 蒲生 9 号 線 | 小倉南区蒲生四丁目 3 6 6 番 1 地先から 小倉南区蒲生四丁目 1 3 7 4 番 1 地先まで |
| 1 3 7 6 | 蒲生 1 6 号線 | 小倉南区蒲生二丁目 7 0 7 番 1 地先から 小倉南区蒲生二丁目 1 2 3 8 番地先まで |
| 1 3 7 7 | 蒲生 1 7 号線 | 小倉南区蒲生二丁目 6 4 6 番 1 地先から 小倉南区蒲生二丁目 6 4 1 番 1 地先まで |
| 3 6 6 9 | 沼緑町 9 6 号線 | 小倉南区沼緑町一丁目 1 9 6 1 番 1 地先から 小倉南区沼緑町一丁目 1 9 4 8 番 2 4 地先まで |
| 4 6 8 5 | 石田町 1 3 号線 | 小倉南区石田町 1 5 9 8 番 3 地先から 小倉南区石田町 1 5 7 8 番 1 地先まで |
| 5 8 4 9 | 蒲生 3 1 号線 | 小倉南区大字蒲生 1 1 0 1 番 1 地先から 小倉南区蒲生二丁目 7 0 7 番 3 地先まで |
| 6 0 3 5 | 吉田にれの 木坂 3 2 号線 | 小倉南区吉田にれの木坂二丁目 8 4 8 番 7 3 地 先から 小倉南区吉田にれの木坂二丁目 8 4 8 番 9 2 地 先まで |
| 6 2 9 8 | 石田町 1 5 号線 | 小倉南区石田町 1 6 1 7 番 2 地先から 小倉南区石田町 1 5 8 1 番 2 地先まで |
| 2 7 3 5 | 浜町 3 2 号線 | 若松区浜町一丁目 1 番 2 地先から 若松区浜町一丁目 8 1 番 1 地先まで |
| 2 8 5 9 | 東二島 5 9 号線 | 若松区東二島五丁目 1 5 2 6 番 1 地先から 若松区東二島五丁目 9 5 5 番 1 地先まで |
| 2 8 6 0 | 東二島 6 0 号線 | 若松区東二島五丁目 1 5 3 6 番 4 地先から 若松区大字二島 9 4 5 番 3 6 地先まで |
| 3 0 4 1 | 本町 1 号 線 | 若松区本町一丁目 6 4 番 5 地先から 若松区本町一丁目 6 2 番地先まで |

| | | |
|------|-----------|--|
| 3042 | 本町2号線 | 若松区本町一丁目1番4地先から 若松区本町一丁目65番2地先まで |
| 3049 | 本町9号線 | 若松区本町一丁目33番1地先から 若松区本町一丁目65番1地先まで |
| 3050 | 本町10号線 | 若松区本町一丁目60番地先から 若松区本町一丁目244番5地先まで |
| 3054 | 本町14号線 | 若松区本町一丁目15番地先から 若松区本町一丁目221番2地先まで |
| 3491 | 本町45号線 | 若松区本町一丁目976番1地先から 若松区本町一丁目3番6地先まで |
| 1818 | 大字大蔵3号線 | 八幡東区河内二丁目から 八幡東区河内二丁目3170番地先まで |
| 1845 | 大字田代1号線 | 八幡東区田代町4038番1地先から 八幡東区田代町155番4地先まで |
| 2055 | 高見祝町1号線 | 八幡東区高見二丁目1320番45地先から 八幡東区祝町二丁目1218番3地先まで |
| 1214 | 浅川日の峯24号線 | 八幡西区浅川日の峯二丁目1106番130地先から 八幡西区浅川日の峯二丁目1106番109地先まで |
| 1216 | 浅川日の峯26号線 | 八幡西区浅川日の峯二丁目1106番156地先から 八幡西区浅川日の峯二丁目1106番126地先まで |
| 3941 | 中の原2号線 | 八幡西区中の原一丁目2221番104地先から 八幡西区中の原一丁目2221番15地先まで |
| 3943 | 中の原4号線 | 八幡西区中の原一丁目2221番61地先から 八幡西区中の原一丁目2221番159地先ま |

| | | |
|---------|----------------------|--|
| | | で |
| 3 9 4 4 | 中の原 5 号線 | 八幡西区中の原一丁目 2 2 2 1 番 1 6 6 地先から 八幡西区中の原一丁目 2 2 2 1 番 1 3 5 地先まで |
| 3 9 4 5 | 中の原 6 号線 | 八幡西区中の原一丁目 2 2 3 5 番 1 1 地先から 八幡西区中の原二丁目 2 2 2 1 番 1 6 地先まで |
| 3 9 4 7 | 中の原 8 号線 | 八幡西区中の原一丁目 2 2 2 1 番 1 3 5 地先から 八幡西区中の原二丁目 2 1 9 1 番 6 1 地先まで |
| 3 9 4 8 | 中の原 9 号線 | 八幡西区中の原二丁目 2 2 2 1 番 3 4 1 地先から 八幡西区中の原二丁目 2 2 2 0 番 4 9 地先まで |
| 4 2 7 7 | 野面 9 0 号線 | 八幡西区大字野面 2 1 9 番 5 地先から 八幡西区大字野面 3 9 0 番 1 4 地先まで |
| 5 1 6 2 | 町上津役 東 2 4 号 線 | 八幡西区町上津役東二丁目 2 0 8 1 番 1 3 地先から 八幡西区町上津役東二丁目 2 1 3 3 番 4 地先まで |
| 5 1 6 3 | 町上津役 東 2 5 号 線 | 八幡西区町上津役東二丁目 2 1 5 1 番 1 地先から 八幡西区町上津役東二丁目 2 0 6 9 番 1 地先まで |
| 5 8 1 6 | 浅川日の 峯 3 7 号 線 | 八幡西区浅川日の峯二丁目 1 1 0 6 番 6 4 地先から 八幡西区浅川日の峯二丁目 1 1 0 6 番 1 0 2 地先まで |
| 6 8 9 0 | 大膳 2 2 号線 | 八幡西区大膳二丁目 1 1 0 1 番 5 地先から 八幡西区大膳二丁目 1 1 0 3 番 8 地先まで |

| | | |
|---------|----------------------|--|
| 6 8 9 1 | 大膳 2 3 号線 | 八幡西区大膳二丁目 1 0 9 8 番 1 0 地先から 八幡西区大膳二丁目 1 0 9 8 番 1 2 地先まで |
| 6 9 7 9 | 浅川日の 峯 5 4 号 線 | 八幡西区浅川日の峯二丁目 1 1 3 1 番 9 1 地先 から 八幡西区浅川日の峯二丁目 1 1 0 6 番 1 9 9 地 先まで |

北九州市告示第103号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市響灘西地区廃棄物処分場及び北九州市日明積出基地におけるごみ処理手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

| 受 託 者 | | 委 託 期 間 |
|------------|-------------------|---------------------------------|
| 名 称 | 住 所 | 平成29年4月1日 から平成30年3月 31日まで |
| ひびき灘開発株式会社 | 北九州市若松区浜町一丁目18番1号 | |

北九州市告示第104号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の25第2項の規定により、北九州市が包括外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しは、日曜日及び土曜日を除く平成29年3月31日から同年5月1日までの間の午前8時30分から午後5時15分まで、北九州市行政委員会事務局監査第一課において閲覧に供する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市告示第105号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、平成29年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年北九州市条例第28号）第11条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

平成29年度一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物の区分

(1) ごみ

ア 市の施設で処分するもの

| 区分 | 廃棄物の内容 |
|----------------------|--|
| 家庭ごみ | 家庭から排出される日常生活に伴って生ずる生ごみ、プラスチック類及び紙くず並びにこれらと性状が同等に取り扱い得るもの 家庭の住居と事業所が建物の構造上一体で、家庭から排出されるものと事業活動に伴って排出される一般廃棄物との区別が難しく、家庭並みのごみ量の事業所から排出される一般廃棄物 |
| 資源化物 | 家庭から排出されるかん、びん、ペットボトル、紙製の容器包装（飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）に限る。以下「紙パック」という。）及び発泡スチロール製食品用トレイ（以下「トレイ」という。） |
| 粗大ごみ（特定家庭用機器廃棄物を除く。） | 家庭から排出される家具、寝具、電化製品、厨房器具、自転車等で、家庭ごみ及び資源化物として収集しないもの 引越し等に伴い一時的に多量に家庭から排出されるもの |
| 動物の死体 | 犬、猫等小動物の死体 |
| その他 | 環境保全上処理を必要とする不法投棄ごみ等 |
| 自己搬入ごみ（資源化可能な紙くず、木 | 事業活動に伴って排出される一般廃棄物であって、家庭ごみ及び粗大ごみと同等のごみで、家庭から排出されるごみの処理に支障のない量のもののうち、許可業 |

| | |
|---------------------|---|
| くず及び特定家庭用機器廃棄物を除く。) | 者又は排出者自らが収集運搬するもの 家庭から排出される資源化物以外のごみで、許可業者又は排出者自らが収集運搬するもの |
|---------------------|---|

注 特定家庭用機器廃棄物とは、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に定めるものをいう。以下同じ。

イ 許可業者の施設で処分するもの

| 区分 | 廃棄物の内容 |
|--------------------------|---|
| 許可業者処理ごみ | 別に定める処理区域で排出される可燃性のごみであって、許可業者により焼却されるもの 家庭から排出される蛍光灯、一次電池、水銀体温計及び水銀血圧計で、許可業者により再資源化されるもの 家庭から排出される家庭用電化製品（特定家庭用機器廃棄物を除く。）で許可業者により再資源化されるもの 家庭及び事業所から排出される紙くず、木くず及び繊維くずで許可業者により再資源化されるもの 家庭から排出されるかん、びん及びペットボトルであって許可業者により再資源化されるもの 一般廃棄物焼却施設から排出される焼却灰であって許可業者により再資源化されるもの 事業所から排出される食品廃棄物であって許可業者により再資源化されるもの |
| リサイクル法又は広域認定制度により資源化するもの | 家庭から排出される使用済小型電子機器等（以下「小型家電」という。） 特定家庭用機器廃棄物 家庭から排出されるプラスチック製容器包装 家庭から排出されるパーソナルコンピューター、二輪自動車及びFRP船 |

注 使用済小型電子機器等とは、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第2条第2項に定めるものをいう。以下同じ。

ウ 製造業者等の再資源化施設で処分するもの

| 区分 | 廃棄物の内容 |
|----|--------|
|----|--------|

| | |
|------------|--|
| 資源化物 | 家庭から排出される小型の金属類（粗大ごみとして定めているものを除く。以下「小物金属」という。） |
| 特定家庭用機器廃棄物 | 家庭から排出される又は事業活動に伴って排出されるユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式並びに液晶式及びプラズマ式のもの（液晶式のものについては、電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）に限る。）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機 |

エ 市が処理委託した再資源化業者の施設で処分するもの

| | |
|------|---|
| 区分 | 廃棄物の内容 |
| 資源化物 | 家庭から排出される水銀使用廃製品（蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計及び水銀温度計に限る。以下同じ。） 家庭から排出されるプラスチック製容器包装 |

(2) し尿

| | |
|--------|--|
| 区分 | 廃棄物の内容 |
| 市収集し尿 | 家庭から排出されるし尿で収集が必要なもの 事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもののうち、計画収集が可能なもの |
| 自己搬入し尿 | 事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもの |

(3) 浄化槽汚泥

| | |
|-------|--------|
| 区分 | 廃棄物の内容 |
| 浄化槽汚泥 | 浄化槽汚泥 |

2 計画処理の概要

| | | |
|----|----------|-----------|
| 区分 | | 計画処理量 |
| ごみ | 市収集ごみ | 210,800 t |
| | 自己搬入ごみ | 161,000 t |
| | 許可業者処理ごみ | 16,100 t |
| | 動物の死体 | 5,800 個 |
| し尿 | 市収集し尿 | 8,000 k l |
| | 自己搬入し尿 | 8,000 k l |

注 市収集ごみは、家庭ごみ、資源化物、粗大ごみ及びその他

3 処理計画

北九州市循環型社会形成推進基本計画に基づき、ごみの減量・資源化と適正処理の取組みを行う。

(1) ごみの排出抑制・再使用・再資源化計画

ア 排出抑制・再使用・再資源化の方法

(ア) 家庭ごみの指定袋制度の実施

指定袋による家庭ごみの収集を実施し、家庭ごみの排出量抑制を図る。

(イ) 資源化物の指定袋制度の実施

指定袋による資源化物（市長が別に定めるものを除く。）の収集を実施し、資源化物の排出抑制及び分別促進を図る。

(ウ) 古紙リサイクルの促進

家庭から排出される古紙が資源としてリサイクルされるよう、古紙回収奨励金制度、回収用保管庫貸与制度、新聞販売店回収等により、地域の実情に応じて雑がみを含めた古紙回収を促進する。

また、事業所から排出される古紙については、民間の古紙リサイクル施設へ収集運搬されるように働きかけるほか、商店街等に古紙回収用保管庫を貸与するオフィス町内会等により古紙回収を促進する。

(エ) 古着リサイクルの促進

家庭から排出される古着のリサイクルを進めるため、回収奨励金制度等により、分別排出に取り組みやすい体制づくりを図る。また、回収した古着の一部をリユースする。

(オ) 生ごみ等食品廃棄物の3Rの促進

家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を推進するため、生ごみコンポスト化容器活用講座等の実施や、コンポストの用途拡大に取り組む。また、「食品ロス」の削減に向け、「残しま宣言」運動等による周知啓発や「使い切り・食べ切り・水切り運動」の普及等を通じて、生ごみの排出抑制を図る。さらに、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）を踏まえ、公共施設等の事業所から排出される食品廃棄物の減量及び資源化の促進を図る。

(カ) 小型家電リサイクルの促進

回収方法の拡充により、家庭から排出される小型家電のリサイクル

促進を図る。

(キ) 適正包装等の促進

家庭から排出されるごみの減量化を推進するため、マイバッグの利用の促進を図る。

また、簡易包装の普及等を通じて、過剰包装の抑制を図る。

(ク) 事業系一般廃棄物の減量化及び資源化の促進

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、排出事業者に対し、ごみの減量化及び資源化に関する指導を徹底し、事業系一般廃棄物の減量化及び資源化を促進する。

- a ごみ処理マニュアルの作成や事業所戸別訪問による、ごみ減量化・適正排出に向けた指導及び啓発
- b 市の処理施設における搬入ごみ検査の強化による、適正処理と減量・リサイクルの促進
- c 古紙、かん、びん、廃木材、被服等資源化物のリサイクルの促進
- d オフィス町内会の組織化の促進による古紙の減量化及び資源化の促進
- e 事業所から排出されるごみの組成調査
- f 市役所内から排出されるごみの減量化及び資源化の徹底
- g 事業者・市民・行政の連携による食品廃棄物の減量・資源化の促進

(ケ) ごみの減量・資源化及び適正処理に関する市民及び事業者に対する広報及び啓発活動の実施

- a 環境ミュージアムの活用
- b 「出前講演」の実施
- c ホームページの活用
- d 環境情報誌「ていたんプレス」の発行
- e 「大都市減量化・資源化共同キャンペーン」の実施
- f 市民リサイクル啓発用映像の活用
- g 「北九州市の環境」の発行
- h ごみ処理施設等の施設見学の受入れ
- i 北九州市3R活動推進表彰の実施
- j 家庭ごみステーションにおける排出指導・啓発及び地域の取組み支援の実施
- k その他 市民等がごみ問題に取り組むために必要な広報活動及び情報提供

イ 再資源化の方法及び量

| 再資源化の方法 | 計画処理量 |
|---|------------------------|
| 資源化物のうち、かん、びん及びペットボトルを選別し、再資源化業者に引き渡す。 | 10,500 t |
| 資源化物のうち、プラスチック製容器包装を選別し、再資源化業者に引き渡す。 | 7,100 t |
| 資源化物のうち、紙パック及びトレイを選別し、再資源化業者に引き渡す。 | 250 t |
| 資源化物のうち、水銀使用廃製品を再資源化業者に引き渡す。 | 80 t |
| 資源化物のうち、小物金属を再資源化業者に引き渡す。 | 120 t |
| 資源化物のうち、小型家電を再資源化業者に引き渡す。 | 6 t |
| 粗大ごみのうち、小型家電を再資源化業者に引き渡す。 | 120 t |
| 家庭から排出される古紙及び古着を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。 | 24,100 t |
| 家庭から排出されるせん定枝を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。 | 170 t |
| 家庭から排出される廃食用油を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。 | 5 t |
| 家庭から排出される生ごみ等を家庭で堆肥化し利用する。 | — |
| 家庭から排出されるインクカートリッジを市役所及び区役所で回収し、再資源化業者に引き渡す。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9に基づく広域認定制度） | — |
| 家庭から排出される古着を区役所等公共施設、北部九州・古着地域循環推進協議会に参加する事業者の店頭等で回収し、再資源化業者に引き渡す。 | 330 t |
| 新門司工場に搬入されるごみを熔融処理した後にスラグ及びメタルを回収し、再資源化業者に引き渡す。 | スラグ 17,600 t メタル |

| | |
|--|----------|
| | 1,600 t |
| 日明工場（粗大ごみ資源化センター）に搬入されるごみの中から鉄を回収し、再資源化業者に引き渡す。 | 660 t |
| 皇后崎工場に搬入されるごみを焼却した後に発生した焼却主灰を、再資源化業者に引き渡す。 | 300 t |
| 事業活動に伴って排出される古紙を事業者版の集団資源回収組織である「オフィス町内会」で回収し、再資源化業者に引き渡す。 | 320 t |
| 事業活動に伴って排出される廃木材及びせん定枝をチップ化し、再資源化する。 | 11,500 t |
| 事業活動に伴って排出される紙くずを再資源化する。 | 3,400 t |
| 事業活動に伴って排出される食品廃棄物を再資源化する。 | 800 t |

注 ペットボトル、トレイ、プラスチック製容器包装及びびん（白びん及び茶びんを除く。）については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡して再資源化する。

ウ 再資源化関連施設の概要

| 施設名 | 処理する者 | 再資源化対象物 | 所在地 | 処理方式 | 処理能力 |
|-------------------|-------|--------------|---------------|------------------------|------------|
| 新門司工場 | 市 | 紙パック及びトレイ | 門司区新門司三丁目79番地 | ストックヤード | |
| 日明工場（粗大ごみ資源化センター） | 市 | 鉄 | 小倉北区西港町96番地の2 | クロスベルト角型電磁式 | 6 t / 1時間 |
| 日明かんびん資源化 | 市 | かん、びん及びペットボト | 小倉北区西港町96番地の | アルミ缶の選別 永久磁石回転プーリー式 | 52.5 / 5時間 |

| | | | | | |
|---------------------------------------|----------|---------------------------|---------------------------|--|----------------|
| センター | | ル | 2 | スチール缶の選別 クロスベルト角 型電磁式 びん及びペットボ トルの手選別 直線ベルトコン ベア式 | |
| | | 紙パック 及びトレ イ | 小倉北区 西港町9 6番地の 2 | ストックヤード | |
| 本城か んびん 資源化 センター | 市 | かん、び ん及びペ ットボト ル | 八幡西区 洞北町7 番10号 | アルミ缶の選別 永久磁石回転プ ーリー式 スチール缶の選別 電磁永磁併用吊 り下げ方式 びん及びペットボ トルの手選別 直線ベルトコン ベア式 | 63t / 5 時間 |
| | | 紙パック 及びトレ イ | 八幡西区 洞北町7 番10号 | ストックヤード | |
| 北九州 市プラ スチック 資源 化セン ター | 市 | プラスチ ック製容 器包装 | 小倉北区 西港町8 6番13 号 | 揺動式ふるい 直線ベルトコン ベア式 | 60t / 1 2時間 |
| 木材開 発株式 会社の 施設 | 許可 業者 | 廃木材 | 若松区南 二島五丁 目3番2 号 | ハンマー式 | 120t / 8時間 |

| | | | | | |
|---------------|------|--------------------|---|----------------------------------|------------------|
| ホクザイ運輸株式会社の施設 | 許可業者 | 廃木材 せん定枝 | 小倉北区 西港町7 2番地の 32、3 3、34 、35及 び42 | ハンマー式 | 700t / 8時間 |
| 梅崎礦業株式会社の施設 | 許可業者 | 廃木材 | 門司区新 門司三丁 目67番 16号 | 回転ナイフ式 | 18t / 8 時間 |
| 株式会社金田商店の施設 | 許可業者 | 廃木材 | 門司区新 門司三丁 目67番 61 | 一軸破碎機 (自走式) 二軸破碎機 (自走式) | 179.9 t / 8時間 |
| 株式会社守恒造園建設の施設 | 許可業者 | 廃木材 せん定枝 | 小倉南区 大字堀越 483番 地の1及 び510 番地の1 | 回転ナイフ式 | 4t / 8時 間 |
| 株式会社野原商会の施設 | 許可業者 | 木くず 紙くず 繊維くず | 門司区新 門司三丁 目25番 | 二軸破碎機 一軸破碎機 圧縮梱包機 | 42.9t / 5時間 |
| 株式会社野原商会の施設 | 許可業者 | 木くず 紙くず 繊維くず | 門司区新 門司三丁 目52番 | 二軸式破碎機 圧縮梱包機 | 114.7 t / 5時間 |
| 株式会社坪井商店の施設 | 許可業者 | 紙くず | 小倉北区 高浜二丁 目121 番6 | 油圧プレス式 | 100t / 8時間 |

| | | | | | |
|-------------------|------|--|-----------------|-----------------------------------|----------------|
| 北九資源株式会社の施設 | 許可業者 | 紙くず | 小倉北区青葉一丁目2番7号 | 油圧プレス式 | 60 t / 5時間 |
| 株式会社ジェイ・リライツの施設 | 許可業者 | 蛍光管 一次電池 水銀体温計 水銀血圧計 | 若松区響町一丁目62番地の17 | 湿式二軸せん断破砕機 乾式スクルー型破砕機 ハンマー式 | 23.9 t / 12時間 |
| 九州メタル株式会社の施設 | 許可業者 | 特定家庭用機器廃棄物（電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く。） 使用済FRP船 使用済パーソナルコンピューター 使用済自動二輪車 小型家電 | 小倉北区西港町62番4 | 破砕機 選別機 磁選機 ふるい機 | 200 t / 8時間 |
| 西日本家電リサイクル株式会社の施設 | 許可業者 | 特定家庭用機器廃棄物 | 若松区響町一丁目62番 | 破砕機 選別機 磁選機 減容機 | 281.6 t / 24時間 |
| 株式会社リサ | 許可業者 | 家庭用電化製品（ | 若松区響町一丁目 | 縦型一軸せん断式油圧プレス式 | 36 t / 24時間 |

| | | | | | |
|---|----------|------------------------------------|------------------------------|--|-----------------|
| イクル テック の施設 | | 特定家庭 用機器廃 棄物を除 く。) | 62番地 の13及 び14 | | |
| 九州製 紙株式 会社の 施設 | 許可 業者 | 紙 | 八幡東区 大字前田 2142 番地の1 | パルパー | 135 t / 24時間 |
| 株式会 社西日 本ペー パーリ サイクルの施 設 | 許可 業者 | 紙 | 若松区響 町一丁目 62番地 | 横型ハンマー式 縦型せん断式 油圧プレス式 | 90.1 t /5時間 |
| 株式会 社丸清 の施設 | 許可 業者 | 紙 | 若松区南 二島四丁 目2番1 8号 | 油圧プレス式 | 102 t / 5時間 |
| 有限会 社K A R Sの 施設 | 許可 業者 | かん、び ん、ペッ トボトル 及び紙コ ップ | 若松区響 町一丁目 62番地 の19 | アルミ缶の選別 高磁力回転ドラ ム方式 スチール缶の選別 吊り下げ磁石方 式 びん、ペットボト ル及び紙コップの 手選別 直線ベルトコン ベア式 | 96 t / 2 4時間 |
| 西日本 ペット ボトル リサイ | 許可 業者 | ペットボ トル | 若松区響 町一丁目 62番 | フレーク処理 ペレット処理 | 89.5 t /24時間 |

| | | | | | |
|--------------------------------|----------|---------------------|---|--------------------------|----------------|
| クル株式会社 の施設 | | | | | |
| 株式会社イマ ナガの施設 | 許可 業者 | プラスチ ック製容 器包装 | 門司区新 門司三丁 目41番 | ペレット処理 | 14.4t /24時間 |
| 新日鐵 住金株 式会社 の施設 | 許可 業者 | プラスチ ック製容 器包装 | 八幡東区 大字前田 2145 の2 | 破砕機 選別機 減容成形機 | 216t / 24時間 |
| 三菱マ テリア ル株式 会社の 施設 | 許可 業者 | 焼却灰 | 八幡西区 洞南町1 番1号 | 水洗設備 ロータリーキルン 式焼成炉 | 120t / 24時間 |
| 日本磁 力選鉱 株式会 社の施 設 | 許可 業者 | 小型家電 | 若松区響 町一丁目 79番地 の4、5 、6、7 、8及び 9 | 回転式破砕 磁力選別 ふるい選別 | 42.5t /5時間 |
| 山光金 属株式 会社の 施設 | 許可 業者 | 小型家電 紙 | 若松区響 町一丁目 13番4 | 二軸破砕機 シュレッダー 分級選別 | 69.9t /5時間 |

エ リサイクルの推進、地域全体のゼロ・エミッションの実現及び循環型社会構築に資するため又は災害廃棄物処理支援のために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条に基づき、本市が承諾した場合に広域的な受入れ処理を行うことができる再資源化施設の概要

| 施設名 | 処理 する | 再資源化 対象物 | 所在地 | 処理方式 | 処理能力 |
|-----|----------|-------------|-----|------|------|
|-----|----------|-------------|-----|------|------|

| | | | | | |
|---------------------------------------|----------|---------------------------------------|---|---|-----------------|
| | 者 | | | | |
| 日明か んびん 資源化 センタ ー | 市 | ペットボ トル | 小倉北区 西港町9 6番地の 2 | ペットボトルの手 選別 直線ベルトコン ベア式 | 52.5 t ／ 5時間 |
| 本城か んびん 資源化 センタ ー | 市 | ペットボ トル | 八幡西区 洞北町7 番10号 | ペットボトルの手 選別 直線ベルトコン ベア式 | 63 t / 5 時間 |
| 北九州 市プラ スチック 資源化 センタ ー | 市 | プラスチ ック製容 器包装 | 小倉北区 西港町8 6番13 号 | 揺動式ふるい 直線ベルトコン ベア式 | 60 t / 1 2時間 |
| 木材開 発株式 会社の 施設 | 許可 業者 | 廃木材 | 若松区南 二島五丁 目3番2 号 | ハンマー式 | 120 t / 8時間 |
| ホクザ イ運輸 株式会 社の施 設 | 許可 業者 | 廃木材 せん定枝 | 小倉北区 西港町7 2番地の 32、3 3、34 、35及 び42 | ハンマー式 | 700 t / 8時間 |
| 株式会 社ジェ イ・リ ライツ の施設 | 許可 業者 | 蛍光管 一次電池 水銀体温 計 水銀血圧 計 | 若松区響 町一丁目 62番地 の17 | 湿式二軸せん断破 砕機 乾式スクルー型 破碎機 ハンマー式 | 23.9 / 12時間 |

| | | | | | |
|-----------------|------|-------------------------|---------------------|--|---------------|
| 株式会社リサイクルテックの施設 | 許可業者 | 家庭用電化製品（特定家庭用機器廃棄物を除く。） | 若松区響町一丁目62番地の13及び14 | 縦型一軸せん断式油圧プレス式 | 36 t / 24 時間 |
| 有限会社KARSの施設 | 許可業者 | かん、びん、ペットボトル及び紙コップ | 若松区響町一丁目62番地19 | アルミ缶の選別 高磁力回転ドラム方式 スチール缶の選別 吊り下げ磁石方式 びん、ペットボトル及び紙コップの手選別 直線ベルトコンベア式 | 96 t / 24 時間 |
| 九州製紙株式会社の施設 | 許可業者 | 紙 | 八幡東区大字前田2142番地の1 | パルパー | 135 t / 24 時間 |
| 三菱マテリアル株式会社の施設 | 許可業者 | 焼却灰 | 八幡西区洞南町1番1号 | 水洗設備 ロータリーキルン式焼成炉 | 120 t / 24 時間 |

(2) 持ち出し、収集運搬の方法等及び量

ア ごみ

| 区分 | 収集する者 | 収集区域の範囲 | 収集回数 | 持ち出し及び収集運搬の方法 | 収集運搬する量 | 処分の方法 |
|------|-------|---------|------|--------------------|-----------|-------|
| 家庭ごみ | 市 | 市全域 | 週2回 | ポリ袋ステーション方式により収集する | 184,000 t | 焼却 |

| | | | | | | |
|----------------------|---|-----|-----|---|----------|------------|
| | | | | <p>。排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定の家庭ごみステーションに持ち出す。</p> <p>※ふれあい収集にあつては、週1回戸別収集する。排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定の場所に持ち出す。</p> | | |
| 資源化物 (かん及びびんに限る。) | 市 | 市全域 | 週1回 | <p>ポリ袋ステーション方式により収集する。排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定の資源化物ステーションに持ち出す。</p> | 8, 200 t | 選別処理の後再資源化 |

| | | | | | | |
|--|---|-----|---------|--|----------|------------------------|
| | | | | <p>※ふれあい収集にあつては、週1回戸別収集する。排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定の場所に持ち出す。</p> | | |
| 資源 化物 (ペ ット ボト ルに 限る 。) | 市 | 市全域 | 週1 回 | <p>ポリ袋ステーション方式により収集する。排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定の資源化物ステーションに持ち出す。</p> <p>※ふれあい収集にあつては、週1回戸別収集する。排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定の場</p> | 2, 300 t | 選別処 理の後 再資源 化 |

| | | | | | | |
|---|---|-----|----------|--|----------|------------|
| | | | | 所に持ち出す。 | | |
| 資源 化物 (プ ラス チック製 容器 包装 に限 る。) | 市 | 市全域 | 週 1 回 | ポリ袋ステーション方式により収集する。排出者は、収集日当日の午前 8 時 30 分までに市長が指定する袋に入れて所定の資源化物ステーションに持ち出す。 ※ふれあい収集にあっては、週 1 回戸別収集する。排出者は、収集日当日の午前 8 時 30 分までに市長が指定する袋に入れて所定の場所に持ち出す。 | 7, 100 t | 選別処理の後再資源化 |
| 資源 化物 (紙 パッ ク及 びト レイ に限 | 市 | 市全域 | 随時 | 拠点回収方式により収集する。排出者は、回収拠点の回収ボックスに投入する。 | 250 t | 選別処理の後再資源化 |

| | | | | | | |
|---|---|-----|------------------------------------|---|-------------|---------------------------------------|
| る。) | | | | | | |
| 資源 化物 (小 物金 属に 限る 。) | 市 | 市全域 | 随時 | 拠点回収方式 により収集す る。排出者は 、回収拠点の 回収ボックス に投入する。 | 1 2 0 t | 再資源 化 |
| 資源 化物 (水 銀使 用廃 製品 に限 る。) | 市 | 市全域 | 随時 | 拠点回収方式 により収集す る。排出者は 、蛍光管又は 水銀使用廃製 品(蛍光管を 除く。)ごと に設置する回 收拠点の回収 ボックスに投 入等する。 | 8 0 t | 再資源 化 |
| 資源 化物 (小 型家 電に 限る 。) | 市 | 市全域 | 随時 | 拠点回収方式 により収集す る。排出者は 、回収拠点の 回収ボックス に投入する。 | 6 t | 再資源 化 |
| 粗大 ごみ (特 定家 庭用 機器 | 市 | 市全域 | 月 1 回 (ただ し、 引越 ごみ | 戸別収集方式 (馬島及び藍 島については 、ステーショ ン方式) によ り収集する。 | 3 , 6 0 0 t | (1) 焼 却 (2) 破 砕し 、鉄 類を |

廃棄物を除く。)

については必要に応じてその都度、馬島及び藍島については年6回)

(1) 一般収集にあつては、排出者は、一般収集の処理手数料に見合った額の「北九州市粗大ごみ処理手数料納付券」に氏名又は受付番号を記入の上、粗大ごみに明確に分かるように貼付して、粗大ごみ受付センターで受け付けた場所に持ち出す。
(2) 特別収集にあつては、排出者は、特別収集に見合った額の「北九州市粗大ごみ処理手数料納付券」に氏名又は受付番号を記入の上、粗大ごみ

回収した後焼却
(3) 小型家電の一部を選別し、再資源化

| | | | | | | |
|-------|-------------|-----|------------|--|--------|---|
| | | | | に明確に分かるように貼付して、粗大ごみ受付センターの指示に従って、市に引き渡す。 | | |
| 動物の死体 | 市、排出者及び許可業者 | 市全域 | 必要に応じてその都度 | 飛散流出しない方法 | 5,800個 | 焼却 |
| その他 | 市 | 市全域 | 必要に応じてその都度 | 飛散流出しない方法 | 5,100t | (1) 焼却 (2) かん、びん及びペットボトルを選別処理の後再資源化 (3) 破碎し鉄類を回収し |

| | | | | | | |
|---|---------------------------|-----------------|--|---------------|-----------|---|
| | | | | | | た後 焼却 (4) 埋 立て |
| 自己搬入 ごみ (資 源化 可能 な紙 くず 、木 くず 及び 特定 家庭 用機 器廃 棄物 を除 く。) | 排出 者及 び許 可業 者 | 市全域 | 必要 に 応 じ て そ の 都 度 | 飛散流出しな い方法 | 161,000 t | (1) 焼 却 (2) 破 砕し 、鉄 類を 回収 した 後焼 却 (3) 埋 立て |
| 許可 業者 処理 ごみ (別 に定 める 処理 区域 で排 出さ | 排出 者及 び許 可業 者 | 別に定 める区 域 | 必要 に 応 じ て そ の 都 度 | 飛散流出しな い方法 | 400 t | (1) 廃 木材 及び せん 定枝 につ いて は、 チップ 化によ |

| | | | | | | |
|-------------------------|-------------|-----|------------|-----------|----------|-----------------------------|
| れる可燃性のごみに限る。) | | | | | | り再資源化 (2) その他のものについては、焼却 |
| 許可業者処理ごみ（廃木材及びせん定枝に限る。) | 排出者及び許可業者 | 市全域 | 必要に応じてその都度 | 飛散流出しない方法 | 11,500 t | 再資源化 |
| 許可業者処理ごみ（紙に限る。) | 市、排出者及び許可業者 | 市全域 | 必要に応じてその都度 | 飛散流出しない方法 | 3,400 t | 再資源化 |

| | | | | | | |
|-----------------------------|------|-----|------------|-----------|------|------|
| 許可業者 処理ごみ (食品廃棄物に限る。) | 許可業者 | 市全域 | 必要に応じてその都度 | 飛散流出しない方法 | 800t | 再資源化 |
|-----------------------------|------|-----|------------|-----------|------|------|

注1 家庭ごみの持ち出しに使用する市長が指定する袋

| 区分 | 材質 | 容量 | 色、文字等 | 製造者 |
|-----|-----------|-----|--|-----|
| 大袋 | 高密度ポリエチレン | 45L | 無色半透明 北九州市家庭ごみ用指定袋(大) その他市長が指定する文字等 | 市 |
| 中袋 | 高密度ポリエチレン | 30L | 無色半透明 北九州市家庭ごみ用指定袋(中) その他市長が指定する文字等 | 市 |
| 小袋 | 高密度ポリエチレン | 20L | 無色半透明 北九州市家庭ごみ用指定袋(小) その他市長が指定する文字等 | 市 |
| 特小袋 | 高密度ポリエチレン | 10L | 無色半透明 北九州市家庭ごみ用指定袋(特小) その他市長が指定する文字等 | 市 |

注2 資源化物(市長が別に定めたものを除く。)の持ち出しに使用する市長が指定する袋

| 区分 | 材質 | 容量 | 色、文字等 | 製造者 |
|------------|-----------|-----|---|-----|
| かん・びん用 | 高密度ポリエチレン | 25L | 無色半透明 北九州市かん・びん用指定袋 その他市長が指定する文字等 | 市 |
| ペットボトル用(大) | 高密度ポリエチレン | 45L | 無色半透明 北九州市ペットボトル用指定袋(大) その他市長が指定する文 | 市 |

| | | | | |
|--------------------------------------|-------------------|-----|--|---|
| 袋) | | | 字等 | |
| ペット ボトル 用（小 袋） | 高密度 ポリエ チレン | 25L | 無色半透明北九州市ペットボ トル用指定袋（小）その他市長が 指定する文字等 | 市 |
| プラス チック 製容器 包装用 （大袋 ） | 高密度 ポリエ チレン | 45L | 無色半透明 北九州市プラスチック製容器包 装用指定袋（大）その他市長が 指定する文字等 | 市 |
| プラス チック 製容器 包装用 （小袋 ） | 高密度 ポリエ チレン | 25L | 無色半透明 北九州市プラスチック製容器包 装用指定袋（小）その他市長が 指定する文字等 | 市 |

注3 家庭ごみ及び資源化物（かん、びん、ペットボトル及びプラスチック製容器包装に限る。）の町ごとの収集曜日は、別表のとおりとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）の収集日については、排出者に別途周知する。

注4 ふれあい収集の対象者

家庭から出るごみ及び資源化物を自ら又は親族、地域住民、ボランティア等の協力により、ステーションに持ち出すことが困難な者で、次の各号のいずれかで構成される世帯

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定による要介護認定において、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第48号）第1条第1項に規定する要介護2以上に該当すると認められた者

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービスの受給認定を受けている者

注5 粗大ごみの一般収集及び特別収集の区分

| 区分 | 説明 |
|------|--|
| 一般収集 | 粗大ごみ受付センターで受け付けた場所に持ち出された粗大ごみを収集すること。 |
| 特別収集 | 次項の表に掲げる者で構成される世帯に属する者の求めに応じ、当該世帯の住居から粗大ごみを収集すること。 |

注 6 粗大ごみの特別収集の対象者

| 区分 | 対象者 |
|-------|--|
| 高齢者 | 満 65 歳以上の者 |
| 身体障害者 | 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する身体障害者 |
| 知的障害者 | 児童相談所又は障害福祉センターにおいて知的障害者との判定を受けている者 |
| 精神障害者 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 5 条に規定する精神障害者 |
| 傷病者 | 傷病又は疾病のため、一時的に体力の低下している者 |
| 妊産婦 | 妊婦又は産後 8 週間の期間にある者 |
| 年少者 | 満 16 歳未満の者 |
| その他 | その他体力の面から粗大ごみの持ち出しが困難と市長が認める者 |

注 7 粗大ごみの特別収集の対象とならない物

- (1) 人手（3 人）により持ち出すことができない物
- (2) 取外し作業、解体作業その他特別な作業を行わなければ、持ち出すことができない物

注 8 収集運搬業については、現状の体制で市内で発生する一般廃棄物を収集運搬する能力が充足しているため、基本的に新規の許可は行わない。ただし、能力が不足する場合は、この限りではない。

注 9 許可業者処理ごみ（紙に限る。）において、市が収集する物

- (1) 市立小学校及び市立中学校から排出される紙パック
- (2) 市立幼稚園、市立小学校、市立中学校及び特別支援学校から排出される機密古紙

イ し尿・浄化槽汚泥

- (ア) 収集運搬及び処分の方法及び量

| 区分 | 収集する者 | 収集区域の範囲 | 収集回数 | 収集運搬の方法 | 収集運搬する量 | 処分の方法 |
|--------|-------|---------|------------|------------|----------|--------------------------|
| 市収集し尿 | 市 | 市全域 | おおむね20日に1回 | バキューム車による。 | 8,000kl | 中継施設へ投入後、浄化センターへ圧送し、消化処理 |
| 自己搬入し尿 | 排出者 | 市全域 | 必要に応じてその都度 | バキューム車による。 | 8,000kl | 中継施設へ投入後、浄化センターへ圧送し、消化処理 |
| 浄化槽汚泥 | 許可業者 | 市全域 | 必要に応じてその都度 | バキューム車による。 | 19,000kl | 中継施設へ投入後、浄化センターへ圧送し、消化処理 |

注 浄化槽汚泥のうち馬島及び藍島から排出されるものについては、市及び許可業者が収集する。

(イ) 中継施設の概要

| 施設名 | 所在地 | 浄化センターへの圧送能力 |
|----------|-------------|--------------|
| 西港し尿圧送所 | 小倉北区西港町24番地 | 250kl/日 |
| 皇后崎し尿投入所 | 八幡西区夕原町2番4号 | 500kl/日 |

(3) 中間処理

ア 処理施設の概要

| 施設名 | 処理する者 | 処理区分 | 所在地 | 処理方式 | 処理能力 |
|---------|-------|------|--------|-------------|----------------|
| 日明工場(粗) | 市 | 破碎 | 小倉北区西港 | 横型回転式及びせん断式 | 横型回転式 150t/ |

| | | | | | |
|-------------------------|----------|----|---------------------------------|------------------|---|
| 大ごみ 資源化 センター) | | | 町 9 6 番地の 2 | | 5 時間 せん断式 5 0 t / 5 時間 |
| 新門司 工場 | 市 | 焼却 | 門司区 新門司 三丁目 7 9 番 地 | シャフト炉式ガス化 溶融炉 | 7 2 0 t / 2 4 時間 |
| 日明工 場 | 市 | 焼却 | 小倉北 区西港 町 9 6 番地の 2 | 連続燃焼式 | 6 0 0 t / 2 4 時間 |
| 皇后崎 工場 | 市 | 焼却 | 八幡西 区夕原 町 2 番 1 号 | 連続燃焼式 | 8 1 0 t / 2 4 時間 |
| 株式会 社新菱 の施設 | 許可 業者 | 焼却 | 八幡西 区黒崎 城石 1 番 1 号 | ロータリーキルン方 式 | 6 0 t / 2 4 時間 |
| 光和精 鉍株式 会社の 施設 | 許可 業者 | 焼却 | 戸畑区 大字中 原 4 6 番 9 3 | ロータリーキルン方 式 | 廃プラスチック類 6 4 . 4 t / 2 4 時間 紙くず 1 1 2 t / 2 4 時間 木くず 1 2 8 t / 2 4 時間 繊維くず |

| | | | | | |
|-------------------------------|---|----|--------------------------------|--|------------------|
| | | | | | 112 t / 24 時間 |
| 新門司 工場 | 市 | 選別 | 門司区 新門司 三丁目 79 番 地 | ストックヤード | |
| 日明か んびん 資源化 センタ ー | 市 | 選別 | 小倉北 区西港 町96 番地の 2 | アルミ缶の選別 永久磁石回転プー リー式 スチール缶の選別 クロスベルト角型 電磁式 びん及びペットボト ルの手選別 直線ベルトコンベ ア式 | 52.5 t / 5 時間 |
| | | | | 紙パック及びトレイの選別 ストックヤード | |
| 本城か んびん 資源化 センタ ー | 市 | 選別 | 八幡西 区洞北 町7番 10号 | アルミ缶の選別 永久磁石回転プー リー式 スチール缶の選別 電磁永磁併用吊り 下げ方式 びん及びペットボト ルの手選別 直線ベルトコンベ ア式 | 63 t / 5 時間 |
| | | | | 紙パック及びトレイの選別 ストックヤード | |

| | | | | | |
|-------------------|---|----|---------------|------------------|--------------|
| 北九州市プラスチック資源化センター | 市 | 選別 | 小倉北区西港町86番13号 | 揺動式ふるい直線ベルトコンベア式 | 60 t / 12 時間 |
|-------------------|---|----|---------------|------------------|--------------|

イ 処理する量

(ア) ごみ

a 破碎

| 区分 | 処理する量 |
|--------|----------|
| 市収集ごみ | 2,700 t |
| 自己搬入ごみ | 10,200 t |
| 計 | 12,900 t |

注 市収集ごみは、粗大ごみ及びその他

備考 上記以外に直方市の粗大ごみを搬入する。

b 焼却

| 区分 | 処理する量 |
|----------|-----------|
| 市収集ごみ | 193,000 t |
| 自己搬入ごみ | 149,000 t |
| 計 | 342,000 t |
| 許可業者処理ごみ | 400 t |
| 動物の死体 | 5,800 個 |

注 破碎後の残さを含む。市収集ごみは、家庭ごみ、資源化物、粗大ごみ及びその他

備考 上記以外に直方市、行橋市、みやこ町、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町の可燃ごみを搬入する。また、平成28年熊本地震の災害廃棄物について、発生元の地方公共団体から北九州市に処理の要請があり、北九州市又は許可業者の施設で処理が可能であると判断できる場合は当該廃棄物を処理する。

c 選別

| 区分 | 処理する量 |
|---------|----------|
| 市収集資源化物 | 17,850 t |

備考 上記以外に直方市の資源化物（ペットボトル及びプラスチック

ク製容器包装)を搬入する。

(イ) し尿

| 区分 | 処理する量 |
|--------|-------------|
| 市収集し尿 | 8, 000 k l |
| 自己搬入し尿 | 8, 000 k l |
| 計 | 16, 000 k l |

注 全量を浄化センターで消化処理する。

(4) 最終処分

ア 埋立処分

(ア) 処分場の概要

| | |
|-------|----------------------------|
| 処分場名 | 響灘西地区廃棄物処分場 |
| 処理する者 | 市 |
| 所在地 | 若松区響町三丁目地先 |
| 埋立面積 | 371, 150 m ² |
| 全体容量 | 4, 571, 000 m ³ |
| 埋立区域 | 2区画 |
| 埋立方法 | 浮棧橋等による埋立て整地 |

(イ) 処分する量

| 区分 | 処理する量 |
|--------|-----------|
| 市収集ごみ | 3, 100 t |
| 自己搬入ごみ | 2, 200 t |
| 焼却灰 | 40, 000 t |
| 計 | 45, 300 t |

別表 町ごとの収集曜日

| 区 | 町名 | 家庭ごみ | プラスチック 製容器包装 |
|-----|--|----------|-----------------|
| 門司区 | 老松町、花月園、上本町、大字吉志（一部）、吉志一丁目（一部）、吉志四丁目、吉志五丁目、吉志六丁目、吉志七丁目、吉志新町一丁目、吉志新町二丁目、吉志新町三丁目、旧門司一丁目、旧門司二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、清滝五丁目、清見一丁目、清見二丁目、清見三丁目、清見四丁目、清見佐夜町（一部）、大字黒川（一部）、栄町、庄司町、谷町一丁目、谷町二丁目、長谷一丁目、長谷二丁目、鳴竹一丁目（一部）、西海岸一丁目、西海岸二丁目、西海岸三丁目、錦町、大字畑（一部）、畑田町、浜町、東本町一丁目、東本町二丁目、東港町、東門司一丁目、東門司二丁目、法師庵、本町、丸山一丁目、丸山二丁目（一部）、丸山三丁目、丸山四丁目、港町及び大字門司 | 月曜日及び木曜日 | 火曜日 |
| | 青葉台、泉ヶ丘、稲積一丁目、稲積二丁目、梅ノ木町、上藤松一丁目、上藤松二丁目、上藤松三丁目、上馬寄一丁目、上馬寄二丁目、上馬寄三丁目、黄金町、小松町、下二十町、下馬寄、社ノ木一丁目、社ノ木二丁目、新原町、大字大里（一部）、大里新町、大里戸ノ上一丁目、大里原町、大里東一丁目、大里東口、大里本町一丁目、大里本町二丁目、大里本町三丁目、大里桃山町、高田一丁目、高田二丁目、中町、西新町一丁目、西新町二丁目、原町別院、東新町一丁目、東新町二丁目、東馬寄、光町一丁目、光町二丁目、藤松一丁目、藤松二丁目、藤松三丁目、不老町一丁目、不老町二丁目、別院、松原一丁目、松原二丁目、松原三丁目、緑ヶ丘、桃山台、柳原町、柳町一丁目、柳町二丁目、柳町三丁目及び柳町四丁目 | 火曜日及び金曜日 | 月曜日 |
| | 大字伊川、大字今津、大久保一丁目、大久保二丁目、大久保三丁目、大字大積、奥田一丁目、奥田二丁目、奥田三丁目、奥田四丁目、奥田五丁目、風師一丁目、風師二丁目、風師三丁目、風師四丁目、春日町、片上海岸、片上町、上二十町、大字吉志（一部）、吉志一丁目（一部）、吉志二丁目、吉志三丁目、北川町、大字喜多久、清滝一丁目、清見佐夜町（一部）、葛葉一丁目、葛葉二丁目、葛葉三丁目、大字黒川（一部）、黒川西一丁目、黒川西二丁目、黒川西三丁目、黒川東一丁目、黒川東二丁目、小森江一丁目、小森江二丁目、小森江三丁目、大字猿喰、寺内一丁目、寺内二丁目、寺内三丁目、寺内四丁目、寺内五丁目、大字白野江、白野江一丁目、白野江二丁目、白野江三丁目、白野江四丁目、城山町、新開、新門司一丁目、新門司二丁目、 | | 木曜日 |

| | | | |
|------|---|----------|-----|
| | 新門司三丁目、新門司北一丁目、新門司北二丁目、新門司北三丁目、瀬戸町、大字大里（一部）、大里桜ヶ丘、大里戸ノ上二丁目、大里戸ノ上三丁目、大里戸ノ上四丁目、大里東二丁目、大里東三丁目、大里東四丁目、大里東五丁目、大里元町、高砂町、太刀浦海岸、大字田野浦、田野浦一丁目、田野浦二丁目、田野浦三丁目、田野浦海岸、大字恒見、恒見町、永黒一丁目、永黒二丁目、中二十町、鳴竹一丁目（一部）、鳴竹二丁目、大字畑（一部）、羽山一丁目、羽山二丁目、大字柄杓田、柄杓田町、広石一丁目、広石二丁目、二夕松町、松崎町、丸山二丁目（一部）、丸山吉野町、南本町、元清滝及び矢筈町 | | |
| 小倉北区 | 青葉一丁目、青葉二丁目、足原一丁目、足原二丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目、泉台一丁目、泉台二丁目、泉台三丁目、泉台四丁目、板櫃町、鋳物師町、金田三丁目、上到津二丁目（一部）、木町二丁目、木町三丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、清水四丁目、清水五丁目、霧ヶ丘一丁目、霧ヶ丘二丁目、霧ヶ丘三丁目、金鷄町、熊本一丁目、熊本二丁目、熊本三丁目、熊本四丁目、黒原一丁目、黒原二丁目、黒原三丁目、黄金二丁目、菜園場一丁目、菜園場二丁目、皿山町、篠崎一丁目（一部）、下到津一丁目、下到津四丁目、下到津五丁目、白銀二丁目、新高田一丁目、新高田二丁目、高尾一丁目、豎林町、中井口（一部）、西港町（一部）、日明一丁目、日明二丁目、日明三丁目、日明四丁目、日明五丁目、東篠崎一丁目（一部）、東篠崎三丁目、東港一丁目、東港二丁目、平松町、弁天町、真鶴一丁目、真鶴二丁目、緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目、及び緑ヶ丘三丁目 | 月曜日及び木曜日 | 火曜日 |
| | 赤坂一丁目、赤坂二丁目、赤坂三丁目、赤坂四丁目、赤坂五丁目、大字足原、足立一丁目、足立二丁目、足立三丁目、大田町、大手町、大島一丁目、大島二丁目、大島三丁目、金田一丁目、金田二丁目、上富野一丁目、上富野二丁目、上富野三丁目、上富野四丁目、上富野五丁目、香春口一丁目、神岳一丁目、神岳二丁目、貴船町、木町一丁目、木町四丁目、黄金一丁目、小文字一丁目、小文字二丁目、山門町、下富野一丁目、下富野二丁目、下富野三丁目、下富野四丁目、下富野五丁目、寿山町、城内、昭和町、白銀一丁目、神幸町、末広一丁目、末広二丁目、須賀町、砂津一丁目、砂津二丁目、砂津三丁目、大門一丁目、大門二丁目、高浜一丁目、高浜二丁目、豎町一丁目、豎町二丁目、田町、常盤町、大字富野、富野台、中島一丁目、中島二丁目、長浜町、馬借一丁目（一部）、馬借二丁目（一部）、原町一丁目、原町二丁目、妙見町、室町一丁目、室町二丁目、室町三丁目及び吉野町 | | 金曜日 |

| | | | |
|-------------|---|-----------------|------------|
| | <p>浅野一丁目、浅野二丁目、浅野三丁目、朝日ヶ丘、井堀一丁目、井堀二丁目、井堀三丁目、井堀四丁目、井堀五丁目、魚町一丁目、魚町二丁目、魚町三丁目、魚町四丁目、宇佐町一丁目、宇佐町二丁目、江南町、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、片野一丁目、片野二丁目、片野三丁目、片野四丁目、片野五丁目、上到津一丁目、上到津二丁目（一部）、上到津三丁目、上到津四丁目、香春口二丁目、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、京町四丁目、米町一丁目、米町二丁目、紺屋町、堺町一丁目、堺町二丁目、三郎丸三丁目、下到津二丁目、下到津三丁目、白萩町、親和町、船頭町、船場町、高見台、高峰町、中井一丁目、中井二丁目、中井三丁目、中井四丁目、中井五丁目、中井口（一部）、中井浜、中津口一丁目、中津口二丁目、西港町（一部）、萩崎町、馬借一丁目（一部）、馬借二丁目（一部）、馬借三丁目、古船場町、三萩野一丁目、三萩野二丁目、三萩野三丁目、都一丁目、都二丁目及び明和町</p> | <p>火曜日及び金曜日</p> | <p>月曜日</p> |
| | <p>今町一丁目、今町二丁目、今町三丁目、片野新町一丁目、片野新町二丁目、片野新町三丁目、熊谷一丁目、熊谷二丁目、熊谷三丁目、熊谷四丁目、熊谷五丁目、黒住町、三郎丸一丁目、三郎丸二丁目、重住三丁目、篠崎一丁目（一部）、篠崎二丁目、篠崎三丁目、篠崎四丁目、篠崎五丁目、城野団地、高尾二丁目、高坊一丁目、高坊二丁目、東篠崎一丁目（一部）、東篠崎二丁目、東城野町、南丘一丁目、南丘二丁目、南丘三丁目及び若富士町</p> | | <p>木曜日</p> |
| <p>小倉南区</p> | <p>安部山、上葛原一丁目、上葛原二丁目、上吉田一丁目、上吉田二丁目、上吉田三丁目、上吉田四丁目、上吉田五丁目、上吉田六丁目、葛原一丁目、葛原二丁目、葛原三丁目、葛原四丁目、葛原五丁目、葛原高松一丁目、葛原高松二丁目、葛原本町一丁目（一部）、葛原本町二丁目、葛原本町三丁目、葛原本町四丁目、葛原本町五丁目、重住一丁目、重住二丁目、下城野一丁目、下城野二丁目、下城野三丁目（一部）、城野一丁目、城野二丁目、城野三丁目、城野四丁目、中吉田一丁目、中吉田二丁目、中吉田三丁目、中吉田四丁目、中吉田五丁目（一部）、中吉田六丁目、西水町、蜷田若園一丁目、蜷田若園二丁目、蜷田若園三丁目、沼新町一丁目、沼新町二丁目、沼新町三丁目、沼本町一丁目、沼本町二丁目、沼本町三丁目、沼本町四丁目、沼緑町一丁目、沼緑町二丁目、沼緑町三丁目、沼緑町四丁目、沼緑町五丁目、八幡町、春ヶ丘（一部）、東水町、富士見一丁目、富士見二丁目、富士見三丁目、湯川一丁目、湯川二丁目、湯川三丁目、湯川四丁目、湯川五丁目、湯川新町一丁目、湯川新町二丁目、湯川新町三丁目、湯川新町四丁目、大字吉田、吉田にれの木坂一丁目、吉田にれの木坂二丁目、若園一丁目、若園二丁目</p> | <p>月曜日及び木曜日</p> | <p>火曜日</p> |

目、若園三丁目、若園四丁目、及び若園五丁目

石田町、石田南一丁目、石田南二丁目、石田南三丁目、大字石原町、大字市丸、大字井手浦、大字合馬、大字長行（一部）、大字頂吉、隠蓑、大字隠蓑、上石田一丁目、上石田二丁目、上石田三丁目、上石田四丁目、上曾根一丁目、上曾根二丁目、上曾根三丁目、上曾根四丁目、上曾根五丁目、上曾根新町、上貫一丁目、上貫二丁目、上貫三丁目、企救丘一丁目、企救丘二丁目、企救丘三丁目、企救丘四丁目（一部）、大字木下、大字朽網、朽網西一丁目、朽網西二丁目、朽網西三丁目、朽網西四丁目、朽網西五丁目、朽網西六丁目、朽網東一丁目、朽網東二丁目、朽網東三丁目、朽網東四丁目、朽網東五丁目、朽網東六丁目、葛原東一丁目、葛原東二丁目、葛原東三丁目、葛原東四丁目、葛原東五丁目、葛原東六丁目、葛原本町一丁目（一部）、葛原本町六丁目、葛原元町一丁目、葛原元町二丁目、葛原元町三丁目、大字小森、大字志井（一部）、下石田一丁目、下石田二丁目、下石田三丁目、下曾根一丁目、下曾根二丁目、下曾根三丁目、下曾根四丁目、下曾根新町、下貫一丁目、下貫二丁目、下貫三丁目、下貫四丁目、新曾根、大字新道寺、大字曾根、曾根北町、大字曾根新田、曾根新田北一丁目、曾根新田北二丁目、曾根新田北三丁目、曾根新田北四丁目、曾根新田北五丁目、曾根新田北六丁目、曾根新田北七丁目、曾根新田南一丁目、曾根新田南二丁目、曾根新田南三丁目、曾根新田南四丁目、大字高津尾、大字田代、田原一丁目、田原二丁目、田原三丁目、田原四丁目、田原五丁目、田原新町一丁目、田原新町二丁目、田原新町三丁目、大字辻三、津田一丁目、津田二丁目、津田三丁目、津田四丁目、津田五丁目、津田新町一丁目、津田新町二丁目、津田新町三丁目、津田新町四丁目、津田南町、大字道原、大字徳吉、徳吉南一丁目、徳吉南二丁目、徳吉南三丁目（一部）、徳吉南四丁目、中曾根一丁目、中曾根二丁目、中曾根三丁目、中曾根四丁目、中曾根五丁目、中曾根六丁目、中曾根新町、中曾根東一丁目、中曾根東二丁目、中曾根東三丁目、中曾根東四丁目、中曾根東五丁目、中曾根東六丁目、中貫一丁目、中貫二丁目、中貫本町、大字長野、長野一丁目、長野二丁目、長野三丁目、長野東町、長野本町一丁目、長野本町二丁目、長野本町三丁目、長野本町四丁目、西貫一丁目、西貫二丁目、大字貫、貫弥生が丘一丁目、貫弥生が丘二丁目、貫弥生が丘三丁目、貫弥生が丘四丁目、沼南町一丁目、沼南町二丁目、沼南町三丁目、葉山町一丁目（一部）、大字春吉、東貫一丁目、東貫二丁目、東貫三丁目、平尾台一丁目、平尾台二丁目、平尾台三丁目、舞ヶ丘一丁目、舞ヶ丘二丁目、舞ヶ丘三丁目、舞ヶ丘四丁目、舞ヶ丘五丁目、舞ヶ丘六丁目、南若園町、大字母原、八重洲町、

金曜日

| | | | |
|-----|--|----------|-----|
| | 山手三丁目、大字山本、大字横代、横代北町一丁目、横代北町二丁目、横代北町三丁目、横代北町四丁目、横代北町五丁目、横代葉山、横代東町一丁目、横代東町二丁目、横代東町三丁目、横代東町四丁目、横代東町五丁目、横代南町一丁目、横代南町二丁目、横代南町三丁目、横代南町四丁目、横代南町五丁目及び大字呼野 | | |
| | 大字石田、大字長行（一部）、長行西一丁目、長行西二丁目、長行西三丁目、長行西四丁目、長行西五丁目、長行東一丁目、長行東二丁目、長行東三丁目、蒲生一丁目、蒲生二丁目、蒲生三丁目、蒲生四丁目、蒲生五丁目、大字志井（一部）、志井一丁目、志井二丁目、志井三丁目、志井四丁目、志井五丁目、志井六丁目、志井公園、志井鷹羽台、下南方一丁目、下南方二丁目、高野一丁目、高野二丁目、高野三丁目、高野四丁目、高野五丁目、高野六丁目、徳吉西一丁目、徳吉西二丁目、徳吉西三丁目、徳吉東一丁目、徳吉東二丁目、徳吉東三丁目、徳吉東四丁目、徳吉東五丁目、徳吉南三丁目（一部）、徳力一丁目、徳力二丁目、徳力三丁目、徳力四丁目、徳力五丁目、徳力六丁目、徳力七丁目、徳力新町一丁目、徳力新町二丁目、徳力団地、長尾一丁目、長尾二丁目、長尾三丁目、長尾四丁目、長尾五丁目、長尾六丁目、大字堀越、大字南方、南方一丁目、南方二丁目、南方三丁目、南方四丁目及び南方五丁目 | 火曜日及び金曜日 | 月曜日 |
| | 企救丘四丁目（一部）、企救丘五丁目、企救丘六丁目、北方一丁目、北方二丁目、北方三丁目、北方四丁目、北方五丁目、志徳一丁目、志徳二丁目、下城野三丁目（一部）、下吉田一丁目、下吉田二丁目、下吉田三丁目、下吉田四丁目、星和台一丁目、星和台二丁目、中吉田五丁目（一部）、葉山町一丁目（一部）、葉山町二丁目、葉山町三丁目、春ヶ丘（一部）、日の出町一丁目、日の出町二丁目、守恒一丁目、守恒二丁目、守恒三丁目、守恒四丁目、守恒五丁目、守恒本町一丁目、守恒本町二丁目、守恒本町三丁目、山手一丁目及び山手二丁目 | | 木曜日 |
| 若松区 | 老松一丁目、老松二丁目、大井戸町（一部）、北浜一丁目、北浜二丁目、北湊町（一部）、桜町、高須東一丁目、高須東二丁目、高須東三丁目、高須東四丁目、高須南一丁目、高須南二丁目、高須南三丁目、高須南四丁目、高須南五丁目、中川町、西園町（一部）、白山一丁目（一部）、浜町一丁目、浜町二丁目、浜町三丁目、本町一丁目、本町二丁目及び本町三丁目 | 月曜日及び木曜日 | 火曜日 |
| | 赤崎町（一部）、栄盛川町（一部）、上原町（一部）、北湊町（一部）、響南町、小石本村町（一部）、下原町（一部）、高須西二丁目（一部）、波打町、西小石町、原町、東小石町、深町一丁目（一部）、深町二丁目（一部） | | 金曜日 |

| | | | |
|------|---|----------|-----|
| | <p>青葉台西一丁目、青葉台西二丁目、青葉台西三丁目、青葉台西四丁目、青葉台西五丁目、青葉台西六丁目、青葉台東一丁目、青葉台東二丁目、青葉台南一丁目、青葉台南二丁目、青葉台南三丁目、赤崎町（一部）、大字蚕住、大字有毛、大字安瀬、大字安屋、大字大鳥居、大字小竹、大字乙丸、上原町（一部）、鴨生田一丁目、鴨生田二丁目、鴨生田三丁目、鴨生田四丁目、大字小石、小石本村町（一部）、小糸町、大字小敷、小敷ひびきの二丁目、小敷ひびきの三丁目、迫田町、大字塩屋、塩屋二丁目、塩屋三丁目、下原町（一部）、大字高須、高須北一丁目、高須北二丁目、高須北三丁目、高須西一丁目、高須西二丁目（一部）、大字竹並、棚田町、大字頓田、中畑町、大字畠田、畠田三丁目、花野路一丁目、花野路二丁目、花野路三丁目、大字払川、ひびきの、ひびきの南一丁目、ひびきの南二丁目、響町一丁目及び宮前町</p> | 火曜日及び金曜日 | 月曜日 |
| | <p>赤岩町、赤島町、今光一丁目、今光二丁目、今光三丁目、栄盛川町（一部）、大池町、大井戸町（一部）、大谷町、片山一丁目、片山二丁目、片山三丁目、上原町（一部）、くきのうみ中央、久岐の浜、新大谷町、大字修多羅、修多羅一丁目、修多羅二丁目、修多羅三丁目、童子丸一丁目、童子丸二丁目、西園町（一部）、西天神町、西畑町、白山一丁目（一部）、白山二丁目、白山三丁目、畠田一丁目、畠田二丁目、畑谷町、東畑町、東二島一丁目、東二島二丁目、東二島三丁目、東二島四丁目、東二島五丁目、深町一丁目（一部）、深町二丁目（一部）、藤ノ木一丁目、藤ノ木二丁目、藤ノ木三丁目、大字二島、二島一丁目、二島二丁目、二島三丁目、二島四丁目、二島五丁目、二島六丁目、古前一丁目、古前二丁目、南二島一丁目、南二島二丁目、南二島四丁目、宮丸一丁目、宮丸二丁目、山手町、山ノ堂町、百合野町、用勺町及び和田町</p> | | 木曜日 |
| 八幡東区 | <p>河内一丁目、河内二丁目、河内三丁目及び田代町</p> | 月曜日及び木曜日 | 金曜日 |
| | <p>大字尾倉、尾倉一丁目、尾倉二丁目、尾倉三丁目、神山町、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園原町、清田一丁目（一部）、清田二丁目、清田三丁目、清田四丁目、大字小熊野、山路一丁目（一部）、山路松尾町、昭和三丁目、槻田一丁目、槻田二丁目、天神町、西台良町、西本町一丁目、西本町二丁目、西本町三丁目、西本町四丁目、花尾町、春の町一丁目、春の町二丁目、春の町三丁目、春の町四丁目、春の町五丁目、東台良町、平野三丁目、帆柱一丁目、帆柱二丁目、帆柱三丁目、帆柱四丁目、帆柱五丁目、前田一丁目、前田二丁目、前田三丁目、松尾町、桃園一丁目、桃園二丁目、桃園三丁目及び桃園四丁目</p> | 火曜日及び金曜日 | 月曜日 |

| | | | |
|------|---|----------|-----|
| | <p>荒手一丁目、荒手二丁目、荒生田一丁目、荒生田二丁目、荒生田三丁目、石坪町、猪倉町、祝町一丁目、祝町二丁目、枝光一丁目、枝光二丁目、枝光三丁目、枝光四丁目、枝光五丁目、枝光本町、大字大蔵、大蔵一丁目、大蔵二丁目、大蔵三丁目、大谷一丁目、大谷二丁目、大平町、大宮町、勝山一丁目、勝山二丁目、上本町一丁目、上本町二丁目、川淵町、清田一丁目（一部）、景勝町、山路一丁目（一部）、山路二丁目、山王一丁目、山王二丁目、山王三丁目、山王四丁目、昭和一丁目、昭和二丁目、白川町、末広町、諏訪一丁目、諏訪二丁目、高見一丁目、高見二丁目、高見三丁目、高見四丁目、高見五丁目、竹下町、茶屋町、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中尾一丁目、中尾二丁目、中尾三丁目、中畑一丁目、中畑二丁目、西丸山町、羽衣町、八王寺町、東田二丁目、東田三丁目、東鉄町、東丸山町、東山一丁目、東山二丁目、日の出一丁目、日の出二丁目、日の出三丁目、藤見町、宮田町、宮の町一丁目、宮の町二丁目及び豊町</p> | | 木曜日 |
| 八幡西区 | <p>相生町、青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、穴生一丁目、穴生二丁目、穴生三丁目、穴生四丁目、大字市瀬、市瀬一丁目、市瀬二丁目、市瀬三丁目、大畑町、岡田町、御開一丁目、御開二丁目、御開三丁目、御開四丁目、御開五丁目、大字上上津役、上上津役一丁目、上上津役二丁目、上上津役三丁目、上上津役四丁目、上上津役五丁目、上上津役六丁目、岸の浦一丁目、岸の浦二丁目、貴船台、京良城町、熊西一丁目、熊西二丁目、皇后崎町、河桃町、紅梅三丁目、紅梅四丁目、小鷺田町、大字小嶺、小嶺二丁目（一部）、小嶺三丁目、幸神一丁目、幸神二丁目、幸神三丁目、幸神四丁目、桜ヶ丘町、陣原一丁目、陣原二丁目、陣原三丁目、陣原四丁目、陣原五丁目、陣山一丁目（一部）、陣山二丁目（一部）、陣山三丁目、瀬板一丁目、瀬板二丁目、清納一丁目、清納二丁目、星和町、鷹の巣一丁目、鷹の巣二丁目、鷹の巣三丁目、竹末一丁目、竹末二丁目、茶売町、千代ヶ崎一丁目、千代ヶ崎二丁目、千代ヶ崎三丁目、筒井町、鉄王一丁目、鉄王二丁目、鉄竜一丁目、鉄竜二丁目、洞北町、中須一丁目、鳴水町、西王子町、西川頭町、西神原町、西鳴水一丁目、西鳴水二丁目、西曲里町、萩原一丁目、萩原二丁目、萩原三丁目、東王子町、東川頭町、東神原町、東鳴水一丁目、東鳴水二丁目、東鳴水三丁目、東鳴水四丁目、東鳴水五丁目、東曲里町、引野一丁目、引野二丁目、引野三丁目、樋口町、平尾町、別所町、別当町、本城一丁目、本城三丁目、本城四丁目、本城五丁目、本城東一丁目、本城東二丁目、本城東三丁目、本城東四丁目、本城東五丁目、本城東六丁目、町上津役東一丁目、</p> | 月曜日及び木曜日 | 火曜日 |

町上津役東二丁目、町上津役東三丁目、南王子町、南八千代町、元城町、山寺町、夕原町、力丸町（一部）、割子川一丁目及び割子川二丁目

大字浅川、浅川一丁目、浅川二丁目、浅川学園台一丁目、浅川学園台二丁目、浅川学園台三丁目、浅川学園台四丁目、浅川台一丁目、浅川台二丁目、浅川台三丁目、浅川日の峯一丁目、浅川日の峯二丁目、浅川日の峯三丁目、浅川日の峯四丁目、浅川町、大字穴生、泉ヶ浦一丁目、泉ヶ浦二丁目、泉ヶ浦三丁目、医生ヶ丘、上の原一丁目、上の原二丁目、上の原三丁目、上の原四丁目、大字永犬丸、永犬丸一丁目、永犬丸二丁目、永犬丸三丁目、永犬丸四丁目、永犬丸五丁目、永犬丸西町一丁目、永犬丸西町二丁目、永犬丸西町三丁目、永犬丸西町四丁目、永犬丸東町一丁目、永犬丸東町二丁目、永犬丸東町三丁目、永犬丸南町一丁目、永犬丸南町二丁目、永犬丸南町三丁目、永犬丸南町四丁目、永犬丸南町五丁目、大浦一丁目、大浦二丁目、大浦三丁目、大平一丁目、大平二丁目（一部）、大平台、沖田一丁目、沖田二丁目、沖田三丁目、沖田四丁目、沖田五丁目、折尾一丁目、折尾二丁目、折尾三丁目、折尾四丁目、折尾五丁目、春日台一丁目、春日台二丁目、春日台三丁目、春日台四丁目、春日台五丁目、春日台六丁目、北鷹見町、楠木一丁目、楠木二丁目、光明一丁目、光明二丁目、さつき台一丁目、さつき台二丁目、里中一丁目、里中二丁目、里中三丁目、三ヶ森一丁目、三ヶ森二丁目、三ヶ森三丁目、三ヶ森四丁目、下上津役一丁目、下上津役二丁目、下上津役三丁目、下上津役四丁目、下上津役元町、自由ヶ丘、松寿山一丁目、松寿山二丁目、松寿山三丁目、大膳一丁目、大膳二丁目、鷹見台一丁目、鷹見台二丁目、鷹見台三丁目、鷹見台四丁目、東筑一丁目、東筑二丁目、塔野一丁目、塔野二丁目、塔野三丁目、友田一丁目、友田二丁目、友田三丁目、長崎町、中須二丁目、中の原一丁目、中の原二丁目、中の原三丁目、西折尾町、大字則松、則松一丁目、則松二丁目、則松三丁目、則松四丁目、則松五丁目、則松六丁目、則松七丁目、則松東一丁目、則松東二丁目、東折尾町、日吉台一丁目、日吉台二丁目、日吉台三丁目、藤原一丁目、藤原二丁目、藤原三丁目、藤原四丁目、船越一丁目（一部）、北筑一丁目、北筑二丁目、北筑三丁目、堀川町、大字本城（一部）、本城二丁目、町上津役西一丁目、町上津役西二丁目、町上津役西三丁目（一部）、町上津役西四丁目（一部）、的場町、丸尾町、三ツ頭一丁目、三ツ頭二丁目、光貞台一丁目、光貞台二丁目、光貞台三丁目、南鷹見町、美原町、美吉野町、森下町、八枝一丁目、八枝二丁目、八枝三丁目、八枝四丁目、八枝五丁目、養福寺町、力丸町（一部）、若葉一丁目、若葉二丁目、及び若葉三丁目

金曜日

| | | | |
|-----|--|----------|-----|
| | <p>池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、石坂一丁目、石坂二丁目、石坂三丁目、岩崎一丁目、岩崎二丁目、岩崎三丁目、岩崎四丁目、大平二丁目（一部）、大平三丁目、香月中央一丁目、香月中央二丁目、香月中央三丁目、香月中央四丁目、香月中央五丁目、香月西一丁目、香月西二丁目、香月西三丁目、香月西四丁目、上香月一丁目、上香月二丁目、上香月三丁目、上香月四丁目、吉祥寺町、楠北一丁目、楠北二丁目、楠北三丁目、大字楠橋、楠橋上方一丁目、楠橋上方二丁目、楠橋下方一丁目、楠橋下方二丁目、楠橋下方三丁目、楠橋西一丁目、楠橋西二丁目、楠橋西三丁目、楠橋東一丁目、楠橋東二丁目、楠橋南一丁目、楠橋南二丁目、熊手一丁目、熊手二丁目、熊手三丁目、黒崎一丁目、黒崎二丁目、黒崎三丁目、黒崎四丁目、黒崎五丁目、黒崎城石、紅梅一丁目、紅梅二丁目、小嶺一丁目、小嶺二丁目（一部）、小嶺台一丁目、小嶺台二丁目、小嶺台三丁目、小嶺台四丁目、大字木屋瀬、木屋瀬一丁目、木屋瀬二丁目、木屋瀬三丁目、木屋瀬四丁目、木屋瀬五丁目、下畑町（一部）、白岩町、陣山一丁目（一部）、陣山二丁目（一部）、菅原町、高江一丁目、高江二丁目、高江三丁目、高江四丁目、高江五丁目、田町一丁目、田町二丁目、茶屋の原一丁目、茶屋の原二丁目、茶屋の原三丁目、茶屋の原四丁目、千代一丁目、千代二丁目、千代三丁目、千代四丁目、千代五丁目、築地町、馬場山、馬場山西、馬場山原、馬場山緑、東石坂町、東浜町、藤田一丁目、藤田二丁目、藤田三丁目、藤田四丁目、船越一丁目（一部）、船越二丁目、船越三丁目、舟町、大字本城（一部）、本城学研台一丁目、本城学研台二丁目、本城学研台三丁目、町上津役西三丁目（一部）、町上津役西四丁目（一部）、真名子一丁目、真名子二丁目、棕枝一丁目、棕枝二丁目、屋敷一丁目、屋敷二丁目及び八千代町</p> | 火曜日及び金曜日 | 月曜日 |
| | <p>楠橋南三丁目、大字金剛、金剛一丁目、金剛二丁目、金剛三丁目、金剛四丁目、大字笹田、下畑町（一部）、大字野面、野面一丁目、野面二丁目、大字畑、馬場山東一丁目、馬場山東二丁目、馬場山東三丁目、星ヶ丘一丁目、星ヶ丘二丁目、星ヶ丘三丁目、星ヶ丘四丁目、星ヶ丘五丁目、星ヶ丘六丁目及び星ヶ丘七丁目</p> | | 木曜日 |
| 戸畑区 | <p>牧山一丁目、牧山二丁目、牧山三丁目、牧山四丁目、牧山海岸、牧山新町、丸町一丁目、丸町二丁目及び丸町三丁目</p> | 月曜日及び木曜日 | 火曜日 |
| | <p>浅生一丁目、浅生二丁目（一部）、浅生三丁目、沖台一丁目、沖台二丁目、観音寺町、椎ノ木町、正津町、新川町、菅原一丁目、菅原二丁目、菅原三丁目、菅原四丁目、高峰一丁目、高峰二丁目、高峰三丁目、西大谷一丁目、西大谷二丁目、西鞘ヶ谷</p> | | 金曜日 |

| | | |
|---|----------|-----|
| 町、初音町、東大谷一丁目、東大谷二丁目及び東大谷三丁目 | | |
| 旭町、浅生二丁目（一部）、一枝一丁目、一枝二丁目、一枝三丁目、一枝四丁目、川代一丁目、川代二丁目、北鳥旗町、銀座一丁目、銀座二丁目、小芝一丁目、小芝二丁目、小芝三丁目、金比羅町、幸町、境川一丁目、境川二丁目、沢見一丁目、沢見二丁目、三六町、汐井町、新池一丁目、新池二丁目、新池三丁目、仙水町、千防一丁目、千防二丁目、千防三丁目、土取町、天神一丁目、天神二丁目、天籟寺一丁目、天籟寺二丁目、大字中原、中原西一丁目、中原西二丁目、中原西三丁目、中原東一丁目、中原東二丁目、中原東三丁目、中原東四丁目、中本町、東鞘ヶ谷町、福柳木一丁目、福柳木二丁目、南鳥旗町、明治町、元宮町、夜宮一丁目、夜宮二丁目及び夜宮三丁目 | 火曜日及び金曜日 | 木曜日 |

※かん・びん及びペットボトルの町ごとの収集曜日は、水曜日とする。

北九州市告示第106号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立第2夜間・休日急患センターにおける使用料及び手数料の徴収事務及び支出事務を次のとおり委託した。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

| 受 託 者 | | 委 託 期 間 |
|-------------|-------------------|-------------------------|
| 名 称 | 住 所 | |
| 有限会社医療事務研究会 | 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号 | 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで |

北九州市告示第107号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項及び第51条の20第1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児通所支援事業者を指定したので、法第51条第1号及び第51条の30第2項第1号並びに児童福祉法第21条の5の24第1号の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（就労移行支援）

| 事業所又は施設の名称及び所在地 | 事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名 | 事業の主たる対象者 | 事業所番号 |
|--|---|--------------------------------|------------|
| ウェルビー黒崎駅前センター 北九州市八幡西区黒崎三丁目8番2号 黒崎駅前グリーンビル101号室 | ウェルビー株式会社 東京都千代田区神田佐久間町二丁目15番地 代表取締役 大田 誠 | 身体障害者（内部障害）、知的障害者、精神障害者、難病等対象者 | 4016701338 |

(2) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援A型）

| 事業所又は施設の名称及び所在地 | 事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名 | 事業の主たる対象者 | 事業所番号 |
|--------------------------------|--|-----------|------------|
| わーくわーく本城 北九州市八幡西区本城東四丁目4番4号 | 株式会社わーくわーく 北九州市戸畑区牧山二丁目3番5号 代表取締役 浮城 守 | 特定無し | 4016701320 |

(3) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

| 事業所又は施設の名称及び所在地 | 事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名 | 事業の主たる対象者 | 事業所番号 |
|-----------------|---------------------------------|-----------|-------|
| | | | |

| | | | |
|--|--|---------------------|------------|
| | 所在地及び代表者名 | 者 | |
| 就労継続支援事業 ハッピー 北九州市小倉北区 赤坂海岸9番6号 | 株式会社ヒロ・コーポレ ション 北九州市小倉北区下富野 四丁目18番43号 代表取締役 原田 薫 | 知的障害 者、精神 障害者 | 4017801327 |

(4) 指定特定相談支援事業者

| 事業所又は施設の 名称及び所在地 | 事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名 | 事業の主 たる対象 者 | 事業所番号 |
|--|--|---------------------|------------|
| 相談支援事業所 ひなた家 北九州市八幡西区 真名子二丁目2番 12号 | 社会福祉法人絆の会 北九州市八幡西区真名子 二丁目2番12号 理事長 中川 昇 | 身体障害 者、知的 障害者 | 4036700211 |

(5) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

| 事業所又は施設の 名称及び所在地 | 事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名 | 事業の主 たる対象 者 | 事業所番号 |
|---|--|-------------------|------------|
| トイトイトイ井堀 北九州市小倉北区 井堀一丁目2番6 号 | 株式会社ダブリューエル 北九州市小倉北区下到津 五丁目9番10-603 号 代表取締役 島 一史 | 重症心身 障害児以 外 | 4057801815 |
| h i k o b o s i 北九州市八幡西区 則松七丁目1番1 7号則松吉田店舗 1階部分 | プレゼンスワンダー株式 会社 北九州市八幡西区鷹見台 四丁目2番3号 代表取締役 大内智彦 | 重症心身 障害児以 外 | 4056715123 |
| COMPASS小 倉北 北九州市小倉北区 片野新町一丁目3 番53号おかたビ | 株式会社三葉 北九州市小倉南区葛原一 丁目2番35号 代表取締役 北田健二 | 重症心身 障害児以 外 | 4057801807 |

| | | | |
|-------|--|--|--|
| ル 1 階 | | | |
|-------|--|--|--|

(6) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

| 事業所又は施設の名称及び所在地 | 事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名 | 事業の主たる対象者 | 事業所番号 |
|---|---|-------------------|------------|
| トイトイトイ井堀 北九州市小倉北区 井堀一丁目2番6号 | 株式会社ダブリューエル 北九州市小倉北区下到津 五丁目9番10-603号 代表取締役 島 一史 | 重症心身 障害児以 外 | 4057801815 |
| h i k o b o s i 北九州市八幡西区 則松七丁目1番1 7号則松吉田店舗 1階部分 | プレゼンスワンダー株式 会社 北九州市八幡西区鷹見台 四丁目2番3号 代表取締役 大内智彦 | 重症心身 障害児以 外 | 4056715123 |
| 放課後等デイサー ビス ブリッジ 北九州市若松区浜 町一丁目4番15 号 | 北九州児童福祉サービ ス合同会社 北九州市若松区浜町一丁 目4番15号 代表社員 小田直樹 | 重症心身 障害児以 外 | 4056501572 |
| 放課後等デイサー ビスでいらいと 北九州市小倉南区 田原二丁目13番 4号 | 合同会社ディライト 北九州市小倉南区田原二 丁目13番4号 代表社員 城谷啓悟 | 重症心身 障害児以 外 | 4057703615 |
| 放課後等デイ Z E N S H I N 北九州市若松区二 島五丁目4番17 号 | 一般社団法人森の家 北九州市若松区二島五丁 目4番17号 代表理事 古賀美和子 | 重症心身 障害児以 外 | 4056501564 |
| ホプラス 北九州市小倉南区 湯川四丁目20番 1号 | ホープトラスト株式会社 愛知県名古屋市守山区大 字上志段味708番地オ ーシャンB棟201 | 重症心身 障害児以 外 | 4057703623 |

| | | | |
|--|------------|--|--|
| | 代表取締役 中村健志 | | |
|--|------------|--|--|

2 指定年月日

平成29年3月1日

北九州市告示第108号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

| 事業所又は施設の名称及び所在地 | 事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名 | 事業の主たる対象者 | 事業所番号 |
|------------------------------------|---|-----------------------|------------|
| らいぶヘルパーセンター 北九州市小倉北区中井一丁目42番18号 | 有限会社らいぶ 北九州市小倉北区中井一丁目42番18号 代表取締役 高木友香理 | 身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者 | 4017800477 |

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

| 事業所又は施設の名称及び所在地 | 事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名 | 事業の主たる対象者 | 事業所番号 |
|------------------------------------|---|-------------------|------------|
| らいぶヘルパーセンター 北九州市小倉北区中井一丁目42番18号 | 有限会社らいぶ 北九州市小倉北区中井一丁目42番18号 代表取締役 高木友香理 | 身体障害者、知的障害者、精神障害者 | 4017800477 |

(3) 指定障害福祉サービス事業者（同行援護）

| 事業所又は施設の名称及び所在地 | 事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名 | 事業の主たる対象者 | 事業所番号 |
|-------------------------|---------------------------------|------------|------------|
| らいぶヘルパーセンター 北九州市小倉北区 | 有限会社らいぶ 北九州市小倉北区中井一丁目42番18号 | 身体障害者、障害児、 | 4017800477 |

| | | | |
|-----------------|-------------|--|--|
| 中井一丁目42番 18号 | 代表取締役 高木友香理 | | |
|-----------------|-------------|--|--|

- 2 事業廃止年月日
平成29年2月28日

北九州市告示第109号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退の届出があったので、同法第69条第3号の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

| 指定自立支援医療機関の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地 | 辞退理由 | 辞退年月日 |
|---------------|-------------------|-----------|------------|
| 有限会社タナカ薬局 | 北九州市門司区風師三丁目6番16号 | 保険薬局廃局のため | 平成29年3月31日 |
| 和田町薬局 | 北九州市若松区和田町16番4号 | 廃局のため | 平成29年3月2日 |

北九州市告示第 1 1 0 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 6 9 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 病院又は診療所（精神通院医療）

| 指定自立支援医療機関の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|---------------|--------------------------|------------------|
| 黒崎こころのクリニック | 北九州市八幡西区黒崎一丁目 5 番 1 4 号 | 平成 2 9 年 4 月 1 日 |
| 山鹿クリニック | 北九州市小倉北区香春口一丁目 1 3 番 1 号 | 平成 2 9 年 4 月 1 日 |

2 訪問看護ステーション等（精神通院医療）

| 指定自立支援医療機関の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|------------------|-----------------------|------------------|
| モナトリエ・訪問看護ステーション | 北九州市小倉北区魚町四丁目 3 番 8 号 | 平成 2 9 年 4 月 1 日 |

北九州市告示第 1 1 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により同法第 1 4 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画の変更に係る土地の区域

| 区 | 区 域 |
|------|--|
| 門司区 | 新門司北三丁目の一部 |
| 門司区 | 新門司一丁目の一部 |
| 門司区 | 大字田野浦の一部 |
| 小倉南区 | 曾根北町及び下曾根二丁目の一部 |
| 小倉南区 | 吉田にれの木坂一丁目、吉田にれの木坂二丁目、中吉田一丁目の一部、沼本町四丁目の一部、大字吉田の一部及び上吉田一丁目の一部 |
| 小倉南区 | 上吉田五丁目の一部 |
| 小倉南区 | 下貫三丁目及び中貫二丁目の各一部 |
| 小倉南区 | 朽網東六丁目及び大字朽網の各一部 |
| 八幡西区 | 鷹見台一丁目、大字永犬丸及び泉ヶ浦二丁目の各一部 |

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第 1 1 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により同法第 1 4 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画の変更に係る土地の区域

| 区 | 区 域 |
|------|---|
| 門司区 | 新門司北三丁目の一部 |
| 門司区 | 新門司一丁目の一部 |
| 門司区 | 大字田野浦の一部 |
| 小倉北区 | 泉台一丁目、今町三丁目、熊谷一丁目、熊谷二丁目、熊谷四丁目、皿山町、篠崎三丁目、篠崎四丁目、篠崎五丁目、新高田二丁目及び高尾一丁目の各一部 |
| 小倉南区 | 曾根北町及び下曾根二丁目の一部 |
| 小倉南区 | 吉田にれの木坂一丁目、吉田にれの木坂二丁目、中吉田一丁目の一部、沼本町四丁目の一部、大字吉田の一部及び上吉田一丁目の一部 |
| 小倉南区 | 上吉田五丁目の一部 |
| 小倉南区 | 下貫三丁目及び中貫二丁目の各一部 |
| 小倉南区 | 朽網東六丁目及び大字朽網の各一部 |
| 八幡西区 | 鷹見台一丁目、大字永犬丸及び泉ヶ浦二丁目の各一部 |
| 戸畑区 | 浅生一丁目、天籟寺一丁目及び天籟寺二丁目の各一部 |

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第 1 1 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により同法第 1 4 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

臨港地区

2 都市計画の変更に係る土地の区域

| 区 | 区 域 |
|-----|------------|
| 門司区 | 新門司北三丁目の一部 |
| 門司区 | 新門司一丁目の一部 |

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第 1 1 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により同法第 1 4 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

防火地域及び準防火地域

2 都市計画の変更に係る土地の区域

| 区 | 区 域 |
|-----|--------------------|
| 戸畑区 | 天籟寺一丁目及び天籟寺二丁目の各一部 |

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第 1 1 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により同法第 1 4 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

| 名 称 | 区 域 |
|---------------------|--|
| 西鉄到津ニュータウンまなづる台地区計画 | 北九州市小倉北区皿山町地内 |
| 一枝三丁目地区地区計画 | 北九州市戸畑区一枝三丁目地内 |
| 吉田にれの木坂地区地区計画 | 北九州市小倉南区吉田にれの木坂一丁目、吉田にれの木坂二丁目、沼本町四丁目、中吉田一丁目、上吉田一丁目及び大字吉田地内 |
| 曾根地区地区計画 | 北九州市小倉南区下曾根二丁目及び曾根北町地内 |
| 上吉田五丁目地区地区計画 | 北九州市小倉南区上吉田五丁目地内 |

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第116号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、北九州広域都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

道路

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 3・1・44-3号 鑄物師町線

廃止する部分 北九州市小倉北区東港一丁目及び鑄物師町の各一部

(2) 3・1・44-5号 8号線

廃止する部分 北九州市小倉南区下城野一丁目の一部

(3) 3・2・44-9号 7号線

廃止する部分 北九州市小倉北区上富野二丁目、上富野三丁目、今町二丁目、今町三丁目、熊谷一丁目、熊谷二丁目、熊谷四丁目、篠崎三丁目、篠崎五丁目、高尾一丁目、高尾二丁目、泉台一丁目、皿山町、清水五丁目、真鶴二丁目、金鷄町、上到津二丁目、上到津三丁目、都一丁目、都二丁目、井堀三丁目、井堀四丁目、井堀五丁目、中井三丁目及び中井五丁目の各一部、北九州市小倉南区下城野一丁目及び下城野三丁目の各一部並びに北九州市戸畑区境川一丁目、境川二丁目、中原東一丁目、中原東二丁目、中原東三丁目、中原東四丁目及び大字中原の各一部

(4) 3・4・44-15号 新池町線（現3・2・44-15号新池町線）

廃止する部分 北九州市戸畑区千防一丁目及び千防二丁目の各一部

(5) 3・3・44-18号 3号線

廃止する部分 北九州市小倉北区上到津三丁目の一部

(6) 3・3・44-19号 4号線

廃止する部分 北九州市小倉北区上富野三丁目の一部

(7) 3・3・44-28号 戸畑駅渡船場線

廃止する部分 北九州市戸畑区銀座二丁目の一部

(8) 3・3・44-47号 日明渡船場線

廃止する部分 北九州市戸畑区三六町、小芝三丁目及び中原西一丁目の

各一部

(9) 3・4・44-62号 赤坂砂津線

廃止する部分 北九州市小倉北区上富野二丁目及び上富野五丁目の各一部

(10) 3・4・44-63号 城野沢見線（現3・4・44-63号城野戸畑駅線）

廃止する部分 北九州市戸畑区小芝一丁目、天籟寺一丁目、天神一丁目、正津町、千防一丁目及び浅生一丁目の各一部

(11) 3・4・44-67号 槻田沖台線（現3・4・44-67号三六槻田線）

廃止する部分 北九州市戸畑区千防一丁目、千防二丁目、千防三丁目、三六町、天神一丁目、天神二丁目、正津町、天籟寺一丁目、天籟寺二丁目及び沖台一丁目の各一部

(12) 3・4・44-73号 大門三六線

廃止する部分 北九州市戸畑区小芝二丁目、小芝三丁目、三六町、沢見二丁目、中原西一丁目、中原西二丁目、中原西三丁目、中原東一丁目及び境川二丁目の各一部

(13) 3・4・44-82号 天籟寺線（現3・4・44-82号中原天籟寺線）

廃止する部分 北九州市戸畑区小芝一丁目、小芝二丁目、小芝三丁目、中原西一丁目、沢見一丁目及び沢見二丁目の各一部

(14) 3・4・44-83号 新池旭町線（現3・4・44-83号猪ノ坂町線）

廃止する部分 北九州市戸畑区小芝一丁目、小芝二丁目、天神一丁目、天神二丁目、千防一丁目及び千防二丁目の各一部

(15) 3・4・44-98号 田町中島線（現3・4・44-98号三萩野田町線）

廃止する部分 北九州市小倉北区中島一丁目、中島二丁目、昭和町及び吉野町の各一部

(16) 3・5・44-107号 紫川東線

廃止する部分 北九州市小倉北区東篠崎二丁目の一部、北九州市小倉南区八幡町、下城野一丁目及び下城野三丁目の各一部

(17) 3・5・44-118号 中町海岸通り線

廃止する部分 北九州市戸畑区銀座二丁目の一部

(18) 3・5・44-119号 築地元海岸通り線

廃止する部分 北九州市戸畑区銀座一丁目及び銀座二丁目の各一部
(19) 3・3・44-188号 新池町中原線(現3・5・44-188号 新池町中原線)

廃止する部分 北九州市戸畑区千防三丁目、中原新町及び大字中原の各一部
(20) 3・4・44-212号 到津中原線

追加する部分 北九州市小倉北区上到津二丁目、上到津三丁目、都一丁目、都二丁目、井堀三丁目、井堀四丁目、井堀五丁目、中井三丁目及び中井五丁目の各一部並びに北九州市戸畑区境川一丁目、境川二丁目、中原東一丁目、中原東二丁目、中原東三丁目、中原東四丁目及び大字中原の各一部

(21) 3・2・44-213号 浅生明治町線

追加する部分 北九州市戸畑区浅生二丁目、新池一丁目、中本町、旭町、元宮町及び明治町の各一部

(22) 7・7・44-9号 都市高速道路1号線附属街路1号線

廃止する部分 北九州市小倉南区下城野一丁目の一部

(23) 7・7・44-10号 都市高速道路1号線附属街路2号線

廃止する部分 北九州市小倉南区下城野一丁目、富士見二丁目及び八幡町の各一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市交通政策課

北九州市告示第 1 1 7 号

港湾法（昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号）第 3 9 条第 1 項の規定により、北九州広域都市計画臨港地区の分区を次のとおり変更する。

その関係図面は、北九州市港湾空港局整備保全部計画課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 分区の種類及び範囲

(1) 商港区

北九州市門司区

新門司北一丁目の全部並びに新門司一丁目、新門司北二丁目、新門司北三丁目、大字今津、大字猿喰、大字白野江、太刀浦海岸、大字田野浦、田野浦海岸、大久保二丁目、旧門司一丁目、旧門司二丁目、浜町、東港町、港町、西海岸一丁目、西海岸二丁目、西海岸三丁目、片上海岸、小森江一丁目、大里本町一丁目、大里本町二丁目及び松原二丁目の各一部

北九州市小倉北区

末広二丁目、浅野二丁目、浅野三丁目及び西港町の各一部

北九州市若松区

大字二島、久岐の浜、本町一丁目、本町二丁目、北湊町、大字安瀬、大字安瀬地先、響町一丁目、響町一丁目地先、響町二丁目、響町二丁目地先、響町三丁目及び響町三丁目地先の各一部

北九州市八幡西区

洞北町の一部

北九州市戸畑区

大字中原、川代一丁目、川代二丁目、北鳥旗町及び銀座二丁目の各一部

(2) 工業港区

北九州市門司区

新門司一丁目、新門司二丁目、新門司三丁目、新門司北三丁目、白野江三丁目、大字田野浦、田野浦二丁目、田野浦海岸、新開、大久保二丁目、大久保三丁目、瀬戸町、大里元町及び大里本町一丁目の各一部

北九州市小倉北区

浅野三丁目、許斐町、東港二丁目及び西港町の各一部

北九州市若松区

柳崎町の全部並びに大字二島、赤岩町、藤ノ木二丁目、藤ノ木三丁目、北浜一丁目、北浜二丁目、桜町、大字安瀬、大字安瀬地先、響町一丁目、

響町一丁目地先、響町二丁目、響町二丁目地先、向洋町及び大字小竹地先の各一部

北九州市八幡東区

大字枝光、大字尾倉及び大字前田の各一部

北九州市八幡西区

東浜町、築地町、屋敷二丁目、舟町、大字藤田、大字熊手及び洞南町の各一部

北九州市戸畑区

大字戸畑、大字中原、飛幡町、銀座二丁目、牧山五丁目及び牧山海岸の各一部

(3) 特殊物資港区

北九州市小倉北区

末広二丁目の一部

(4) 漁港区

北九州市門司区

新門司二丁目、太刀浦海岸、大字田野浦、旧門司二丁目及び大里本町三丁目の各一部

北九州市小倉北区

末広一丁目、末広二丁目及び西港町の各一部

北九州市若松区

浜町一丁目の一部

北九州市戸畑区

川代二丁目及び銀座二丁目の各一部

(5) 保安港区

北九州市門司区

新門司二丁目及び瀬戸町の各一部

北九州市小倉北区

末広二丁目及び西港町の各一部

北九州市戸畑区

大字中原の一部

(6) マリーナ港区

北九州市門司区

新門司北二丁目の一部

(7) 修景厚生港区

北九州市門司区

新門司北三丁目の一部

北九州市若松区

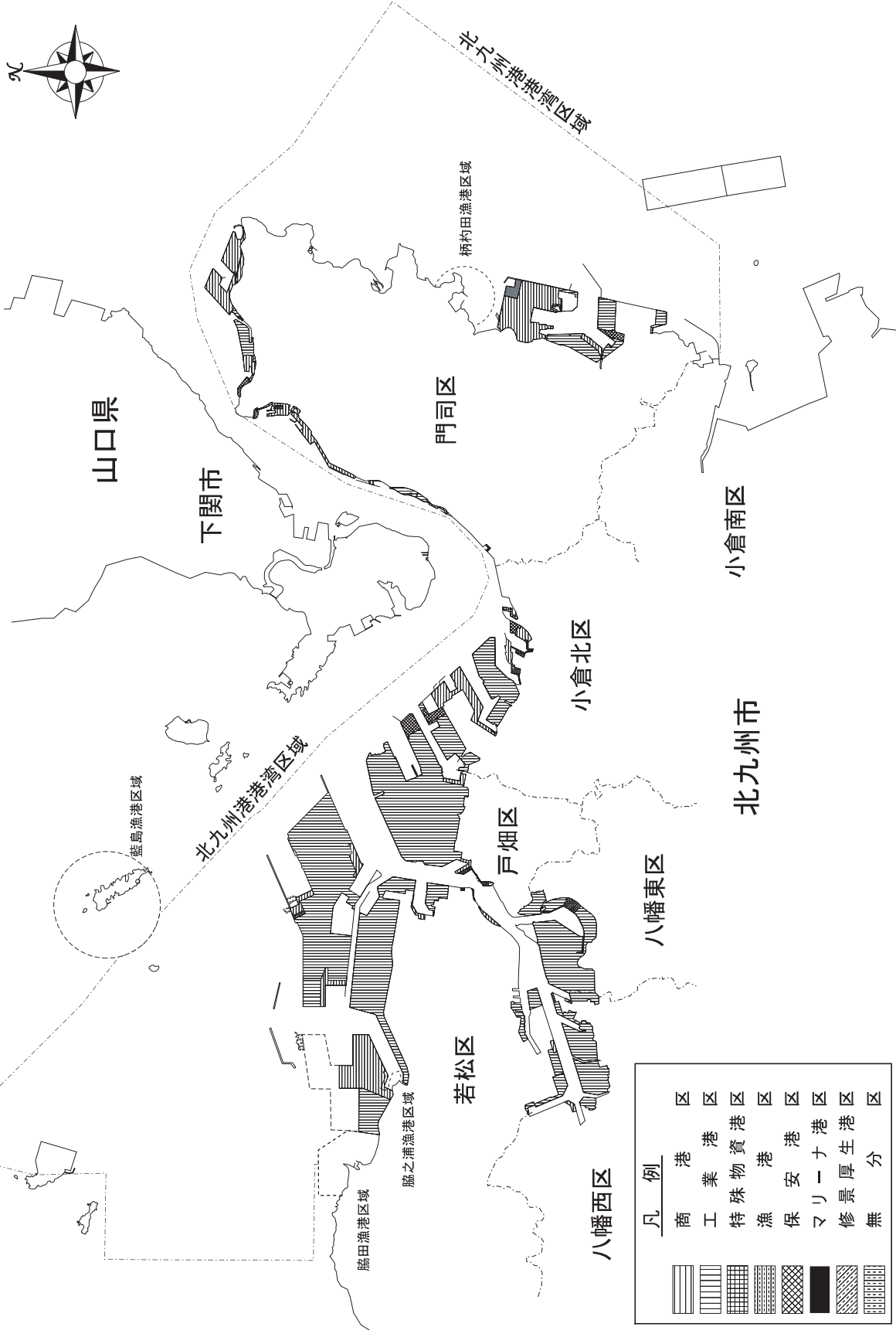
本町一丁目及び響町一丁目の各一部

北九州市八幡東区

大字枝光の一部

- 2 北九州広域都市計画臨港地区分区指定図
次の図面のとおり

北九州広域都市計画臨港地区分区指定図



| 凡例 | |
|----|---------|
| | 商港区 |
| | 工業港区 |
| | 特殊物産港区 |
| | 漁港区 |
| | 保安港区 |
| | マリナーナ港区 |
| | 景厚港区 |
| | 無分 |

北九州市告示第 1 1 8 号

港湾法（昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号）第 3 9 条第 1 項の規定により、北九州港臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、北九州市港湾空港局整備保全部計画課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 分区の種類及び範囲

修景厚生港区

北九州市門司区大字今津 2 7 4 番 1、2 7 4 番 2、2 7 4 番 3、2 7 5 番、2 7 6 番、3 8 5 番、3 8 6 番 1 及び 3 8 6 番 2 の区域

2 北九州港臨港地区分区指定図

次の図面のとおり

北九州港臨港地区分区指定図



北九州市公告第 2 2 4 号

都市公園を廃止するので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 4 条の 2 の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 廃止する都市公園の名称、位置及び区域

| 公園番号 | 名 称 | 位 置 | 区 域 |
|---------|-----------|---------------------|------------------------|
| 3 5 4 7 | 北九州市立石地公園 | 北九州市小倉南区 石田町 9 番 | 北九州市小倉南区 石田町 9 番の一部 |

2 廃止の期日

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

なお、廃止に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課において公告の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

北九州市公告第 225 号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のとおり公告する。

平成 29 年 3 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 供用を開始する都市公園の名称、位置及び区域

| 公園番号 | 名 称 | 位 置 | 区 域 |
|------|---------------|------------------|---------------------|
| 4795 | 北九州市立浅川テラス西公園 | 北九州市八幡西区 大字浅川 | 北九州市八幡西区 大字浅川の一部 |

2 供用開始の期日

平成 29 年 3 月 31 日

なお、供用開始に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課において公告の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

北九州市公告第 226 号

都市公園の区域を変更するので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 7 号）第 14 条の 2 の規定により、次のとおり公告する。

平成 29 年 3 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 区域を変更する都市公園の名称、位置及び変更に係る区域

| 公園番号 | 名 称 | 位 置 | 区 域 |
|------|---------------------|---|--|
| 3152 | 北九州市立勝山公園 | 北九州市小倉北区 大手町、城内、船 場町、馬借一丁目 及び室町一丁目 | 北九州市小倉北区 大手町、城内、船 場町、馬借一丁目 及び室町一丁目の 一部 |
| 4674 | 北九州市立学研南 部 1 号緑地 | 北九州市若松区ひ びきの南一丁目 3 番 | 北九州市若松区ひ びきの南一丁目 3 番の一部 |
| 4624 | 北九州市立上の原 北公園 | 北九州市八幡西区 上の原二丁目 5 番 | 北九州市八幡西区 上の原二丁目 5 番 の一部 |
| 3509 | 北九州市立木屋瀬 公園 | 北九州市八幡西区 大字野面 | 北九州市八幡西区 大字野面の一部 |
| 4548 | 北九州市立本城二 丁目桜坂公園 | 北九州市八幡西区 本城二丁目 2 番 | 北九州市八幡西区 本城二丁目 2 番の 一部 |

2 変更の期日

(1) 北九州市立勝山公園 平成 29 年 4 月 1 日

(2) (1) 以外の公園 平成 29 年 3 月 31 日

なお、変更に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課において公告の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

北九州市公告第 2 2 7 号

都市公園の位置及び区域の表示を変更するので、次のとおり公告する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 建 治

1 位置及び区域の表示を変更する都市公園の名称、位置及び区域

| 公園番号 | 名 称 | 新旧 の別 | 位 置 | 区 域 |
|---------|----------------------------|----------|-----------------------------|-----------------------------|
| 4 7 8 8 | 北九州市立ボン・ ジョーノひとまち 公園 | 新 | 北九州市小倉北 区片野新町三丁 目 6 番 | 北九州市小倉北 区片野新町三丁 目 6 番 |
| | | 旧 | 北九州市小倉北 区片野新町三丁 目 | 北九州市小倉北 区片野新町三丁 目の一部 |
| 4 7 8 9 | 北九州市立ボン・ ジョーノくすくす 公園 | 新 | 北九州市小倉北 区東城野町 7 番 | 北九州市小倉北 区東城野町 7 番 の一部 |
| | | 旧 | 北九州市小倉北 区東城野町 | 北九州市小倉北 区東城野町の一 部 |

2 変更の期日

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

北九州市公告第 2 2 8 号

都市公園の名称を変更するので、次のとおり公告する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 建 治

1 名称を変更する都市公園の名称、位置及び区域

| 公園番号 | 新旧の別 | 名 称 | 位 置 | 区 域 |
|---------|------|-------------|-------------------|----------------------|
| 3 1 8 2 | 新 | 北九州市立高峰記念公園 | 北九州市小倉北区高峰町 1 5 番 | 北九州市小倉北区高峰町 1 5 番の一部 |
| | 旧 | 北九州市立記念公園 | | |

2 変更の期日

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

北九州市公告第 229 号

都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 1 項の規定に基づき立地適正化計画を作成したので、同条第 15 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 29 年 3 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 立地適正化計画の名称

北九州市立地適正化計画

2 立地適正化計画の公表の日

平成 29 年 4 月 1 日

3 立地適正化計画の公表の方法

北九州市建築都市局計画部都市計画課のホームページ（<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/07900223.html>）に掲載するとともに、同課（北九州市小倉北区域 1 番 1 号）に備え付けて、一般の縦覧に供する。

北九州市公告第 231 号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 38 条第 1 項の規定により、北九州港臨港地区を次のとおり定める。

その関係図面は、北九州市港湾空港局整備保全部計画課において公衆の縦覧に供する。

平成 29 年 3 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 臨港地区の区域

北九州市門司区大字今津 274 番 1、274 番 2、274 番 3、275 番、276 番、385 番、386 番 1 及び 386 番 2 の区域

2 北九州港臨港地区指定図

次の図面のとおり

北九州港臨港地区指定図



北九州市公告第232号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市公用自動車の借入れ及び保守業務 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 平成29年8月1日から平成35年7月31日まで

(4) 履行場所 市の指示する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成29年4月20日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市門司区西海岸一丁目2番7号
北九州市港湾空港局総務部総務課

イ 日時 公告の日から平成29年5月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市門司区西海岸一丁目2番7号
北九州市港湾空港局門司庁舎2階第1会議室

イ 日時 平成29年5月11日午前10時

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成29年4月20日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争参加の申出書を北九州市港湾空港局総務部総務課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、平成29年4月20日午後5時までに必着のこと。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第3号アの場所と同じ

イ 日時 平成29年5月18日午前10時

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成29年5月17日午後5時までに必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市港湾空港局総務部総務課

郵便番号 801-8555 北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

電話 093-321-5911

6 Summary

(1) Product and Quantity :

All details regarding the lease and maintenance of the official cars of Kitakyushu City

(2) Deadline of Tender (by hand)

10:00a.m. May 18, 2017

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m. May 17, 2017

(4) For further information, please contact :

General Affairs Division, General Affairs Department,
Seaport and Airport Bureau, City of Kitakyushu

北九州市消防局訓令第 2 号

庁中一般

北九州市警防規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

北九州市消防長 川 本 一 雄

北九州市警防規程の一部を改正する訓令

北九州市警防規程（昭和 5 5 年北九州市消防局訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 4 号中「警防部救急課長」を「警防部消防団・市民防災課長、救急課長」に改める。

別表第 1 の警防本部の警防班の項中

「

| |
|-------|
| 警防課 |
| 救急課 |
| 消防航空隊 |

」を「

| |
|-----------|
| 警防課 |
| 消防団・市民防災課 |
| 救急課 |
| 消防航空隊 |

」に改める。

付 則

この訓令は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第2号

北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

北九州市上下水道局長 諫 山 修

北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程

第1条 北九州市上下水道局職員就業規則（昭和39年北九州市水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第13条の2の見出し中「育児」の次に「又は介護」を加え、同条第1項中「満たない子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者又は同条第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。以下この項及び次条第1項において同じ。）」を、「除く」の次に「。第3項において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

3 管理者は、要介護者を介護する職員が、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、前条に規定する勤務をさせてはならない。

4 第2項の規定は、前項の規定による請求をする場合について準用する。

別表第3の9の項中「配偶者の子」の次に「及び第13条の2第1項において子に含まれるものとされる者」を加える。

第2条 北九州市上下水道局職員就業規則の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「第6条の4第1項に規定する里親である」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削り、「同条第2項」を「同条第1号」に、「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第2号に

規定する養子縁組里親」に改める。

付 則

この規程は、平成29年3月31日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局告示第 1 1 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 1 6 条の 2 第 1 項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第 2 5 条の 3 第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

北九州市上下水道局長 諫 山 修

| 指定番号 | 工事店の 名 称 | 代表者 | 所在地 | 指定年月日 |
|-----------|-----------------------------|------|---------------------------------|-----------------------|
| J - 0 7 2 | 株式会社M O T O S E T S U | 本村修 | 北九州市門司区吉 志一丁目 3 0 番 1 2 号 | 平成 2 9 年 3 月 3 1 日 |
| M - 1 5 9 | 株式会社夕 カギ | 高城壽雄 | 北九州市小倉南区 石田南二丁目 4 番 1 号 | 平成 2 9 年 3 月 3 1 日 |

北九州市上下水道局告示第12号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年北九州市水道局管理規程第7号）第4条の規定により次のとおり告示する。

平成29年 3月31日

北九州市上下水道局長 諫 山 修

| 指定番号 | 工事店の 名 称 | 代表者 | 所在地 | 廃止年月日 |
|-------|----------------------------|------|----------------------------|----------------|
| N-052 | エムイーシー テクノ株式会 社九州事業所 | 正地弘幸 | 北九州市八幡西 区黒崎城石1番 2号 | 平成29年 3月31日 |
| N-108 | 株式会社エポ ックス | 中尾茂美 | 北九州市八幡西 区引野一丁目1 9番3号 | 平成29年 3月31日 |

北九州市上下水道局告示第13号

北九州市下水道条例施行規程（平成24年北九州市水道局管理規程第37号）第10条第1項第1号の規定により、次のとおり排水設備指定工事店の指定を取り消した。

平成29年3月31日

北九州市上下水道局長 諫 山 修

| 指定番号 | 工事店名 代表者 | 所在地 | 取消年月日 |
|------|--------------------------------|----------------------|----------------|
| 6066 | エムイーシーテク ノ(株)九州事業所 正地 弘幸 | 北九州市八幡西区黒 崎城石1番2号 | 平成29年3月31 日 |

北九州市上下水道局公告第37号

北九州広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和50年北九州市条例第49号）第3条の規定により、下水道事業受益者負担金の負担区域を次のとおり変更する。その関係図面は、公告の日から2週間北九州市上下水道局総務経営部営業課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

北九州市上下水道局長 諫 山 修

| |
|----------------|
| 負担区域を変更する土地の区域 |
|----------------|

| |
|-----------------------|
| 門司区大字大積及び小倉南区大字母原の各一部 |
|-----------------------|

北九州市上下水道局公告第38号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年3月31日

北九州市上下水道局長 諫 山 修

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

新町浄化センター他2浄化センター電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 平成29年7月1日から平成30年6月30日まで

(4) 履行場所 北九州市門司区松原三丁目6番1号

新町浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

曾根浄化センター

北九州市若松区大字安瀬64番地の15

北湊浄化センター

(5) 入札方法 総価により行う。なお、入札価格の算定については、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審

査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を受けている者又は同法第2条の3の規定により小売電気事業登録の申請を行っている者であること。

(4) 北九州市上下水道局から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成29年4月21日まで（日曜日及び土曜日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局下水道部施設課

イ 日時 公告の日から平成29年5月19日まで（日曜日等及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市上下水道局ホームページ入札・契約情報（http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/menu02_0001.html）又は前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時 入札説明会は行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 郵送による場合の競争参加申出書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成29年4月21日午後5時までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争参加申出書の受領期限 第1号アの場所に公告の日から平成29年4月21日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに提出のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成29年5月18日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

- ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟地下2階第一入札室
- イ 日時 平成29年5月19日午後1時30分

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号いずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができるものとする。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局下水道部施設課

〒 8 0 3 - 8 5 1 0 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 4 8 5

7 Summary

(1) The contract item up for tender :

Power supply to Shinmachi Treatment Plant and other 2 Treatment Plants

(2) Deadline of Tender(by hand)

1:30p.m., May 19, 2017

(3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m., May 18, 2017

(4) For further information, please contact:

Facilities Construction Division,

Sewer System Department, Water and Sewer Bureau,

City of Kitakyushu

北九州市上下水道局公告第39号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年3月31日

北九州市上下水道局長 諫 山 修

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

藤田ポンプ場電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 平成29年7月1日から平成30年6月30日まで

(4) 履行場所 北九州市八幡西区大字藤田2292番地の5

藤田ポンプ場

(5) 入札方法 総価により行う。なお、入札価格の算定については、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を受けている者又は同法第2条の3の規定により小売電気事業登録の申請を行っている者であること。

(4) 北九州市上下水道局から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成29年4月21日まで（日曜日及び土曜日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局下水道部施設課

イ 日時 公告の日から平成29年5月19日まで（日曜日等及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市上下水道局ホームページ入札・契約情報（http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/menu02_0001.html）又は前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時 入札説明会は行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 郵送による場合の競争参加申出書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成29年4月21日午後5時までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争参加申出書の受領期限 第1号アの場所に公告の日から平成29年4月21日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに提出のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成29年5月18日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟地下2階第一入札室

イ 日時 平成29年5月19日午後2時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号いずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができるものとする。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局下水道部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2485

7 Summary

- (1) The contract item up for tender :
Power supply to Fujita Pumping Station
- (2) Deadline of Tender (by hand)
2:00p.m., May 19, 2017
- (3) Deadline of Tender (by mail)
5:00p.m., May 18, 2017
- (4) For further information, please contact:
Facilities Construction Division,
Sewer System Department, Water and Sewer Bureau,
City of Kitakyushu

北九州市上下水道局公告第40号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年3月31日

北九州市上下水道局長 諫 山 修

1 調達内容

- (1) 特定役務の名称及び数量
港町ポンプ場電力供給 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 平成29年7月1日から平成30年6月30日まで
- (4) 履行場所 北九州市小倉北区東港一丁目1番18号
港町ポンプ場電力供給
- (5) 入札方法 総価により行う。なお、入札価格の算定については、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を受けている者又は同法第2条の3の規定により小売電気事業登録の申請を行っている者であること。

(4) 北九州市上下水道局から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成29年4月21日まで（日曜日及び土曜日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市上下水道局下水道部施設課

イ 日時 公告の日から平成29年5月19日まで（日曜日等及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市上下水道局ホームページ入札・契約情報（http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/menu02_0001.html）又は前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時 入札説明会は行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 郵送による場合の競争参加申出書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成29年4月21日午後5時までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争参加申出書の受領期限 第1号アの場所に公告の日から平成29年4月21日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに提出のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成29年5月18日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟地下2階第一入札室

イ 日時 平成29年5月19日午後2時30分

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号いずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができるものとする。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局下水道部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2485

7 Summary

- (1) The contract item up for tender :
Power supply to minatomachi Pumping Station
- (2) Deadline of Tender (by hand)
2:30p.m., May 19, 2017
- (3) Deadline of Tender (by mail)
5:00p.m., May 18, 2017
- (4) For further information, please contact:
Facilities Construction Division,
Sewer System Department, Water and Sewer Bureau,
City of Kitakyushu

北九州市病院局管理規程第31号

北九州市病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

北九州市病院局長 古川 義彦

北九州市病院局職員就業規程の一部を改正する規程

第1条 北九州市病院局職員就業規程（昭和43年北九州市病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第12条の2の見出し中「育児」の次に「又は介護」を加え、同条第1項中「満たない子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者又は同条第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。以下この項及び次条第1項において同じ。）」を、「除く」の次に「。第3項において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

3 管理者は、次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、業務の運営に支障がある場合を除き、前条に規定する勤務をさせてはならない。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 2親等以内の親族
- (3) 職員又は配偶者と事実上父母と同様の関係にある者で職員と同居しているもの
- (4) 職員と事実上子と同様の関係にある者で職員と同居しているもの

4 第2項の規定は、前項の規定による請求をする場合について準用する。

第12条の3第3項中「次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間

以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）」を「要介護者」に改め、同項各号を削る。

第20条の2第2項中「第12条の3第3項各号」を「第12条の2第3項各号」に改める。

別表第4の9の項中「配偶者の子」の次に「及び第12条の2第1項において子に含まれるものとされる者」を加える。

第2条 北九州市病院局職員就業規程の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「第6条の4第1項に規定する里親である」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削り、「同条第2項」を「同条第1号」に、「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改める。

付 則

この規程は、平成29年3月31日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

北九州市議会規程第2号

北九州市議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

北九州市議会議長 井上秀作

北九州市議会事務局規程の一部を改正する規程

北九州市議会事務局規程（昭和44年北九州市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項の技手の項を次のように改める。

| | | |
|----|--------|-------------|
| 技手 | 自動車運転手 | 自動車の運転を行う職務 |
|----|--------|-------------|

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。